

一九世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（一）

木 崎 安 和

はじめに

第一章 農場の構成部分とその委譲形式

第二章 A L R における賃借人の権利義務——使用収益権に即して（以上本号）

第三章 契約における賃借人の権利義務——若干の農場構成部分に即して

小括

はじめに

今日のわが国において、農地をいわば「弱い」短期賃貸借によつて流動化させ、そのことによつて農業經營の規模拡大を促進させようとする政策が、特に一九七〇年の農地法改正以降展開されてきており、こうした動向の中で、八〇年に農用地利用増進法が制定されたことは、すでに周知のところである。⁽¹⁾ そして、こうした政策展開ともかかわつて、従来の「農地法の強い耕作権保護条項の存在⁽²⁾」の下ではほとんど問題とされなかつた有益費問題が、

説
論 今日では広く議論の対象とされていることも周知の通りである。⁽³⁾ いうまでもなく、この有益費の補償原則は借地農による投下資本の回収を目的とするものであり、一般的にいっても、その確立は合理的な借地農経営にとって不可欠の前提となるものである。と同時に、特にわが国の場合には、「弱い」短期賃貸借による農地の流動化促進という政策の展開の下で経営が安定性を欠き、したがって土地改良投資も期待し難く地力収奪的な土地利用さえ行なわれかねないと思われる状況があり、その対応策として、この有益費問題が提起されているように思われる。⁽⁴⁾ こうして、有益費の補償原則の確立は、農業生産力の発展につながる地力の維持・増大を結果するものでなければならない。そして、

地力が本来価値をもたない土地の「価値」＝地価を規定するという関係が成り立つところでは、借地農の改良行為による地力増進は、農地の価値を高め地主の利益にもなるはずのものなのである。他方、この地力の維持・増大という問題は、土地の収益性が地代を規定する以上、地代収入に依存する地主にとっては、自らの利害に大きくかかわる。

地主は借地農の土地利用を地力維持の観点から規制しようとするであろう。かくして、農地の賃貸借関係においては、農地利用と地力維持、改良投資とその回収をめぐる当事者間の利害の対立をどう合理的に調整するかが、一つの基本的な法的問題点とならざるを得なくなると思われる。本稿は、以上のような観点から、その対象を一九世紀後半のブロイセンにおける農場 *Landgut* の賃貸借関係に限定しつつも、農地の地力維持なし農場の現状維持を目的として借地農の経営管理の自由を制限しようとする地主側の利害と、できる限り広範囲にわたる経済活動の自由および投下資本の回収を要求する借地農側の利害との対立が、当時の法制や契約においてどのように規制されていたかを明らかにしようとする一試論である。⁽⁵⁾

ところで、今日のわが国における農地の賃貸借問題を考える上で、わが国と同様に農業構造改善の目的の下に農地

賃貸借を位置づけている西ヨーロッパ諸国の農地賃貸借制度を検討することが有益であることに疑いはない。西ドイツにおいても六〇年代中頃以降、農業政策上の手段として賃貸借を位置づける方向で小作法制の改革のための努力がはらわれてきており、一九七六年以来、『ドイツ民法典』（以下BGBと略記）の用益賃貸借Pachtに関する諸規定を改正しようとする『農業上の用益賃貸借法の新秩序に関する法律案』が立法手続に付されてきた。⁽⁸⁾ このBGB用益賃貸借法の改正作業を理解するためには、「時代遅れなもの」として今日改正されるべきものとされている現行諸規定をみておく必要があることは当然である。その場合、BGBが立法当時（一九世紀末）どのような農地の賃貸借関係を前提として立法されたか、ということは、「一定の法現象をその国の一定の歴史的段階における社会の産物として分析し研究することが重要」⁽⁹⁾との観点からは、欠くことのできない検討課題であろう。その意味で、本稿は、一般に「土地所有者の利益を優先」させていると評されるBGB農地賃貸借法の成立を検討する前提作業として、一九世紀後半当時のプロイセンにおける農地賃貸借法・契約を検討しようとするものである。

また、右のような観点からBGBの農地賃貸借法の成立を分析することは、同時に、ドイツ的特殊性において近代的土地所有権の形成を農地賃貸借法とのかわりで検討する作業ともなるはずである。けだし、土地賃貸借法の法構造のあり方が土地所有権の歴史的性格を規定する一つの重要な法的モメントである、と思うからである。⁽¹⁰⁾ 本稿は、むしろこのような観点から、一九世紀後半のプロイセンにおける土地所有権の歴史的性格を農地賃貸借法とのかわりで問おうとする一試論であり、ドイツ資本主義の生成・発展とのかわりでドイツにおける土地所有権の近代化過程を明らかにするための準備作業である。

しかし、このようにいうとき、ドイツにおける近代的土地所有権の形成を農地賃貸借法とのかわりで論ずるとい

う課題設定の当否が問わなければならぬであろう。「ドイツ的土地位所有権の特色を明らかにせんとするには土地所有権の機能する側面としては、賃借権ではなく抵当権から接近し、用益権ではなく価値権との関連において、問題を考察することが必要」⁽¹²⁾であり、「プロイセン農業の特異性が法的側面では、不動産担保制度の形成・発展に集中的に現われるといつても過言ではあるまゝ」との指摘も、その一つの特質として「流通の優位」ということがいわれるドイツ資本主義にあっては、首肯し得るところだからである。それにもかかわらず、一九世紀後半のドイツにおいて農地賃貸借は決して無視し得るほどにしか存在しなかつたわけではない。この点については以前に一応の検討を試みたことがあるので、ここでは次のことを指摘することとしたい。⁽¹³⁾

大経営層（二〇〇ヘクタール以上の経営規模）において比較的農地賃貸借が展開している（大経営層の農用地面積のうち小作地は二七・二%）。この大経営の圧倒的大多数が存在するのは、プロイセン三園のそれも特に東部七州であり、農地賃貸借は、そこでも決して多くはないが、やや農場小作が中心となりつつ、ある程度の展開を示している。その中では「ドイツ大農業の模範的地帯」といわれるザクセン州が特に注目される（経営数の六九・六%もの経営が小作しており、農用地面積の五四・二九%が小作地）。大経営としては、①国有農場 'Domänen' ②都市自治体、大学、学校、教会などの土地財産、③君主や上級貴族の所領、④下級貴族や市民農業者の農場、などが挙げられる。①はほとんど例外なく貸出されており、農場小作の中に占める国有農場の割合は大きい（プロイセンでは純小作の一四・六%が国有農場）。②の農場も高い割合で賃貸されている。③や④では、身分の上級な者 政治的に国家の中枢にある者ほど——したがって大土地所有者は——農場を貸付けて自ら直営しない、という傾向がみられる。⁽¹⁴⁾なお、借地農は「農場管理人と同列の、農場所有者よりは低い階層のものとみなされていた」⁽¹⁵⁾ようである。

ところで、このような農地ないし農場の賃貸借の展開状況の下で、当時の農業関係者たちは、一九世紀におけるドイツの農業发展⁽¹⁹⁾の中から形成されてきた集約的農業經營の要請（經營活動の自由の要求）と、それにもかかわらず借地農の活動を大きく制約する当時の契約との間の矛盾を意識していた。⁽²⁰⁾このことの一端を示す例として、一八六八年六月にザクセン州中央農会 Landwirtschaftliche Central-Verein der Provinz Sachsen がその雑誌に掲載した次のような懸賞広告をあげることができよう。

「大農場および中農場の賃貸借契約は、多くの場合、いままお、農業の今日的状況にもはや相応しない古い模範契約書に基いて、締結されている。」ことの結果、契約は、あまりにも頻繁に、内部矛盾に苦しんでいる。一方で契約は、現在ではもはや実行し得ない農場經營に関する諸規定を含んでいるが、他方では、そしせまつて規制を必要としている新しい經營上の諸問題に因し沈黙している」ともまれではない。

このような状態と結びついた不都合が、賃貸人にとってと同じく賃借人にとて、そして農業全体にとってますます痛切に感じられるようになつた。しかしこの不都合を取り除くことは、立法によつては、少なくとも立法によるだけでは、期待し得ない。なぜなら、立法は常に、契約の自由に大きな活動の余地を認めるであろうし、また認めなければならないからである。むしろ適切な方策は、農業の今日的な諸要求に相応した模範契約書を作り上げることにあると思われる。

それゆえ、ザクセン州中央農会は次のような懸賞問題を提起して公募する。『現存の用益賃貸借関係に関する批判的研究——大農場又は中農場に関する賃貸借契約案とむすびつけ——』⁽²¹⁾

以上のことから、我々は、一九世紀後半のプロイセンにおいて農地ないし農場の賃貸借が農業問題の一つとして存

説 在し、また広く意識されていたことを知ることができる。このことは、ブロイセン＝ドイツにおける土地所有権の近代化過程を明らかにしようとする場合、農地ないし農場の賃貸借法・契約の側面からの追究も一定の有効性を有し得ることを示唆しているのではないか。

さて、以上のような問題意識と課題設定の下で、我々は以下において、比較的に農地賃貸借が展開している大経営層の農場を念頭におきつつ、当時ブロイセン東部諸州において効力を有していた法制と契約を検討していくこととする。法制としては、一九〇〇年一月一日のBGB施行までは基本的に「ブロイセン一九世紀における一般私法」⁽²³⁾としての位置づけが与えられる一七九四年の『ブロイセン一般ラント法』（以下ALRと略記）を取りあげ、ALR第一部第二十一章第三節「他人の物の制限された使用権および利用権について」の第二五七条ないし第六二五条を検討の対象とする。⁽²⁴⁾ 当時の賃貸借契約については、現在のところ直接に契約書そのものを検討の対象とすることができないので、本稿では、参照し得た文献において引用・要約されている契約内容や当時の賃貸借契約の一般的傾向についての記述に基づいて、その内容把握につとめざるを得なかった。⁽²⁵⁾ この不十分さの克服は今後に期したい。以下、第一章では、農場の賃貸借を問題にする関係から、さしあたりその全体像を把握しておくため、農場の構成部分とその賃借人への委譲の法形式について概観し、第二章では、ALRにおいて賃借人の権利義務がどのように規定されているかを、その使用収益権に即して検討し、第三章では、契約が、地力維持ないし農場の現状維持という要請と、経営管理の自由、投下労働・資本の回収という要請とどのように規制しているかという問題を、第一章で明らかにされた農場の構成部分のいくつかに即して検討する。

(1) 借地による農地流動化政策の展開や農用地利用増進法の内容については、さしあたり次のものを参照。原田純孝「『農地三法』の制定と農地制度の現代的展開——農地賃貸借制度を中心として」（東京経学会誌、一二二号）、同「農地の流動化と農地法の理念」（ジャーリスト、七三五号）、梶井功「土地政策と農業」（家の光協会、昭和五四年〔特に第五章〕）、「農地制度の改正と展望」（『日本農業年鑑』一九八一）特集、「家の光協会、昭和五五年）、『農用地の集團的利用』（農政調査委員会、一九八一年〔特に第一部「戦後農地法制の展開と農用地利用増進法」は関谷俊作「農用地利用増進法の生まれるまで」、稻本洋之助「農用地利用増進法制の展開」、梶井功「戦後農地法制の展開」を収める〕）、小川竹一「農用地利用増進法の制定」（農業法研究、一五・一六号）、若林正俊「農用地利用増進法の仕組みと今後の課題」（農業法研究、一七号）。なお京都府農地行政史編纂委員会『京都府における農地政策の展開と土地問題』（法律文化社、一九八二年）は、京都府の農地問題を全国的視野から論じており、現代の農地問題・農地政策を考える上で参考されるべきものと思われる。

(2) 梶井・前掲書、二三〇頁。

(3) 有益費問題に関する多くの発言の中には明確にその法的整備の必要性を指摘するものもある。たとえば、梶井・前掲書、二三二頁、小川・前掲論文、一六四頁、一六八頁。

(4) 今日のわが国における有益費問題が耕作者の地位の不安定性に対する対応策として提起されていることにつき、原田・前掲「『農地三法』の制定と農地制度の現代的展開」一五四頁、同「フランス農業関係法における有益費について」（土地と農業、一三号）四九頁以下参照。これに対し、フランスにおいては「賃借権の強化・安定化と改良の保障」ということが併行して進められている」という（同右、四九頁）。なお、同「土地の所有と利用——現代土地・農地制度の批判的考察のための一観角——」（農業構造問題研究、一二九号）四九一五〇頁、利谷信義「土地の都市的利用と農業的利用の諸問題」（同右）六三一六四頁も参照。

(5) 「地力」につき、さしあたり椎名重明「農業にとって生産力の発展とは何か」（農山漁村文化協会、昭和五三年）特に一五六頁以下、同「農学の思想——マルクスとリー・ヒー——」（東京大学出版会、一九七六年）参照。

(6) しかし、今日のわが国のように転用地価の上昇・農地価格の高騰という傾向の下で、もし地主の意識において「商品所有権としての土地所有権」しか念頭にないとするならば、有益費償還の保障・借地農の土地改良・農地の資産価値の増大！地主自身のプラスになる、という意識を地主が持つことは難しいと思われる。高額の転用地価による売却を期待する地主とすれば、どうして土地改良に対し補償する必要があろうか。農地を農地として確保し高地価の農業内波及を遮断することが、有益費の補償原則の確立や地力の維持・増大のために必要のように思われる。

(7) 以上のような「資本の自由」と「地力維持」の要請との対立という視角につき、椎名重明「イギリス農業関係法における有益費について」(土地と農業、一三号)、同「イギリスの地主・借地農関係法」(法律時報、五二卷五号)参照。

(8) 西ドイツの小作法制度とその改正作業については、田山輝明訳『西ドイツ農地貸借制度改革に関する資料』(農林水産省構造改善局、昭和五四年〔以下『資料』と略記〕)、同「西ドイツの農地制度」(不動産研究、一二二卷二号)、同「西ドイツにおける農地の賃貸借と相続」(農業法研究、一五・一六号)、ウォルフガング・ヴァインクラー、田山・鈴木訳「ドイツ連邦共和国における小作法」(農業構造問題研究、一三四号)参照。なお、ヴァインクラー・同右、六頁は、改正法案が廃案になつた後、「連邦政府は現在、新法案を準備しており、これは今年〔一九八二年〕中に国会に提出されるであろう」という。

(9) 田山輝明「内地植民問題を通じてみたドイツ民法施行法の一侧面」(早稲田法学会誌、一九卷)五四頁。

(10) 【資料】一八頁、ヴァインクラー・前掲、六頁、ミッタイス著、世良・広中訳『ドイツ私法概説』(創文社、昭和三六年)三〇二頁。なお、B.G.B用益賃貸借法の成立過程について、藤井俊二「ドイツにおける農地賃貸借法の展開」(早稲田大学大

学院法研論集、一六号) 参照。

(11) わが国においてとくに土地賃貸借法の法構造とのかわりで展開されてきた「近代的土地所有権」をめぐる議論については、原田純孝『近代土地賃貸借法の研究』(東京大学出版会、一九八〇年)の「序論」、同「『近代的土地所有権』論の再構成をめぐって(上・下)」(社会科学の方法、一三七号、一四〇号)、および両者に挙げられている文献参照。渡辺洋三「近代土地法覚書」(社会科学の方法、一四七号)、大阪市立大学民事法研究会「共同研究・近代土地法研究の到達点と今後の課題」

（民商法雑誌、八四卷五号）’戒能禪圖「『近代的土壤所有權論』の再編のたまし」（私的研究、1〇号）を参照。

(12) 石部雅亮「アーネスト・ヘンリッヒの小作農と地主」（法學雑誌、1〇號四号）118頁。

(13) 田中克志「ペロイヤンによる投資抵当権成立史」（民商法雑誌、七五卷三号）四一七頁。

(14) 松田智雄「ドイツ資本主義構造論」（三島・松田編『國民經濟の諸類型』〔新波書店、昭和四〇年〕所収）四九八頁以下。

(15) 黒崎「ヘッセン州法典成立前の農地賃貸借法に関する研究」（明治大學大學院紀要、一八集）五八頁以下。Vgl.Otto Rabe, Die volkswirtschaftliche Bedeutung der Pacht, 1890.

第一表

ドイツ帝国全領域

經營規模	經營數 (A)	小作地 を有す る經營 數 (B)	$\frac{B}{A}$ とす るも との (%)	混合小作 (C)		農用地面積 (D) (ha)	小作地面積 (E) (ha)	$\frac{E}{D}$ (%)	農用地 面積比 $\frac{D}{F}$ (%)
				C とす るも との (%)	A とす るも との (%)				
2 ha 未満	3061831	1529103	763950	24.9	401986	363167	24.9	2008954	598297 29.7 5.8
2 — 20 ha	1908012	730902	50807	2.7	135649	514446	35.6	13649888	1393138 10.2 38.7
20 — 200ha	292543	57737	11194	3.8	8596	37947	15.9	12729336	1318809 10.3 36.1
200ha 以上	13958	5157	3186	22.8	726	1245	14.1	6838528	1862878 27.2 19.4
総 計	5276344	2322899	829137	15.7	546957	946805	20.7	35226706(F)	5173122 14.68 100.0

O.Rabe, Die volkswirtschaftliche Bedeutung der Pacht, S.14より。

第二表

200 ha 以上 の 経 営

	200 ha 以上の 経営数	200ha 以上 の 経 営 数 に 対 する			農用地面 積に對す る小作地 の比率 (%)
		純小作 の 比 率 (%)	混合小作又 は の 比 率 (%)	自己經營 の 比 率 (%)	管理經營 の 比 率 (%)
ドイツ帝国	13958	22.8	14.1	63.1	27.2
プロイセン王国	11902	20.4	13.4	65.2	25.4
バイエルン王国	90	20.0	15.5	64.5	22.2
ヴュルテンベルク王国	31	51.6	9.7	38.7	55.14
ザクセン王国	232	37.2	27.3	35.5	54.3
バーデン大公国	14	57.2	21.4	21.4	72.84
ヘッセン大公国	28	50.0	10.7	39.3	48.28
メクレンブルク＝シュヴェーリン大公国	1110	29.4	13.3	57.3	31.3
メクレンブルク＝シュトレリツ大公国	175	48.0	16.0	36.0	49.3
プラウンシュヴァイク公国	85	62.3	23.5	14.2	76.0
アンハルト公国	99	45.5	46.5	8.0	75.48
東プロイセン州	1647	13.2	8.4	78.4	16.83
西プロイセン州	1317	10.6	7.2	82.2	13.65
ブランデンブルク州	1440	22.9	17.3	59.8	28.92
ポメルン州	2118	22.7	14.2	63.1	25.44
ポーゼン州	1967	15.4	10.8	73.8	18.59
シュレージエン州	1837	19.4	10.2	70.4	24.66
ザクセン州	843	30.4	39.2	30.4	54.29
シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州	370	47.0	7.6	45.4	48.39
ハノーファ州	181	55.2	16.6	28.2	64.95
ヴェストファーレン州	79	40.5	10.1	49.4	45.14
ヘッセン＝ナッサウ州	67	47.8	22.4	29.8	63.06
ラインプロヴィンツ州	31	22.6	29.0	48.4	34.25
エルザス＝ロートリンゲン	23	21.8	30.4	47.8	48.06

O.Rabe, Die Volkswirtschaftliche Bedeutung der Pacht, S. 22より。

- (16) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』（御茶の水書房、一九六七年）三七八頁。
- (17) 大月誠「第二帝制期のデーメン州のウンカー的土地位所有」（社会科学研究年報、六号）一大四頁、藤瀬浩司「ドイツ農業資本の確立と上からの革命」（岡田与好編『近代革命の研究 下巻』〔東京大学出版会、一九七三年〕所収）九一九二頁 参照。
- (18) 大月・同右。
- (19) 一九世紀におけるドイツ農業の発展については、さしあたり藤瀬・前掲書、ハウスホーファー著、三好・祖田訳『近代ドイツ農業史』（未来社、一九七三年）、クレム編著、大庭・村田訳『ドイツ農業史』（大月書店、一九八〇年）参照。
- (20) F.Berghoff-Ising, Die Entwicklung des landwirtschaftlichen Pachtwesens in Preussen 1871, S.91 は、「現代の集約的農業経営は賃借人にとっては確かに大きな活動の自由を……必要としており、集約的農業経営にあらじては合目的的かつ公正な契約書作成が一つの非常に困難な問題であるが、その完全な解決は今日までなお見出されていらない」と言う。
- (21) G.Drechsler, Der landwirtschaftliche Pachtvertrag Bd.I., 1871, Vorwort (S. III.) より引用。本稿で主として利用した Drechsler の「」の著書は、本文で述べた騒音の受賞論文である。
- (22) 東海林邦彦「十九世紀プロイセンにおける『林役権』の解体過程」（法学、三四卷一号）七九頁。八〇頁注⑥も参照。
- (23) A.L.R.についてはさしあたり石部雅亮『階級的絶対主義の法構造』（有斐閣、昭和四四年）および久保正輔先生[遺贈記念『西洋法制史料選』近世・近代】（創文社、昭和五四年）一七七頁以下。
- (24) A.L.R.の条文について Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, Textausgabe, Alfred Metzner Verlag, 1970 を利用した。条文の表記を「」などとすれば第一部第十一章第三十九条を 121 § 399 と略記する。A.L.R.のヘッヘルトによれば C.F.Koch, Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, 4 Bd.e. があり、Bd.I., 8.Aufl., 1881 年から Bd.I., 8.Aufl., 1886 を引用した。C.F.Koch, I., II., は略記する。なお A.L.R. は、一部の條項においてかえに賃借物の単なる使用のみが許される使用賃貸借 Miete (121 § 258) が、使用だけでなく物の収益の計算される用益

賃貸借 Pacht (121 § 259) へいが区別している。農地ないし農場の用益賃貸借を問題にする本稿では、特に区別する必要のない限り、用益賃貸借を単に賃貸借と記するといふとする。

(25) Drexler, a. a. O., Vorwort (S.V.) によれば、その第一巻は、著者自身がドイツ各地や外国から収集した賃貸借契約書（国有農場に関するものを中心とする）が、著者の契約案とともに収められているはずであるが、残念ながら今のところ入手不可能だ。それに第一巻で断片として紹介された『トロイセン国有農場の賃貸のための一般規定』Allgemeine Bedingungen für Verpachtung der preuß. Domänen (25) 「トロイセン一般規定」(Vorschlägen zur Reform, 1894) が直接に引用しているので、そちらを紹介しておこう。なお契約条項の表記は、たゞえば『トロイセン一般規定』第一条を Preuben § 1 (Drexler, S.52; Paul, S.130) と記すに止んだ。() 内は、その条項が引用され、ないしはその内容が述べられている箇所を示す。

第一章 農場の構成部分とその委譲形式

農場の賃貸借という場合、まずその目的物たる農場とは何かが問題となる。しかも、農場のように様々な物の综合体が賃貸借の目的物とされる場合には、そのすべての構成部分が同じ法関係に入るのかという疑問が生じる。本章では、農場の賃貸借の全体像を概略的に理解しておくために、農場の概念とその構成部分を第一節で明らかにして、それとの構成部分がどのような法形式を通じて賃借人に委譲されるかを第二節で概観する。⁽¹⁾

第一節 農場の概念とその構成部分

丁農場 Landgut または「耕作および養畜の目的のために一つも全体は統合された不動産および動産の総体 Inbegriff [=集合物]」である。しかし、この概念がされた農場を構成するのはどのような物であろうか。

〔1〕耕地 園地 Gärten、⁽⁴⁾ 草地 Wiesen として土地 Grundstücke が農場を本質的に構成するものであることは当然であるが、その他に農場の付属物 Pertinenzstücke eines Landguts が農場を構成する。⁽⁵⁾ 農場付属物とは「農場の上に存在する物であつて耕作および養畜の維持のために使用される物すべて」である (I 2 §48)。⁽⁶⁾ これに属するのみなされるのは、まず「家畜および農器具に関する属具 Inventar や、他の農業經營に必要な備蓄すなわち經營にて次の収穫までに要する農場產出物に関する属具」である。次に I 2 §50 は、「施肥、犁耕 Pflugarten [=耕作労働] および播種に関する耕地風景 Feldinventarium も農場の付属物に屬する」と規定する。⁽⁷⁾ ところで耕地風具とは、個々の耕地ごとのような肥料が、いかどれだけ強力に施されたかというような施肥状態、耕地の個々の区画がどれだけたびたび耕されたかといった耕作状態、耕地「モルゲン」とごとのような種子がどれだけ多く播かれたかといふ播種状態に基づく耕地の状態のことであり、ないしは「いまだ取得されていない耕地の収益」のことである。⁽⁸⁾ また、未分離果実も、第三者特に利用権者に帰属しない場合は、付属物に数えられる。⁽⁹⁾ ついで、「人間の行為又は決定を通じて他の一全体に付加される動産も不動産も付属物の性質を有する」 (I 2 §44) と規定する A-L-R においては、「居住用および農業經營用の建物、樹木、灌木、生垣、橋 (これらは土地と結合した属具 Inventarium solo junc-tum) は、……農場の付属物に属する」。⁽¹⁰⁾ 最後は、たゞえば農場が有する農臣の賦役に対する権利も、そこでの賦役について代わった償却金 Ablösungskapitalien に対する権利も、農場の付属物である。⁽¹¹⁾

かくして、以上述べたような農場付属物をも含めて農場を考えるならば、その構成部分は、その自然的・經濟的特質や貸借の際の法的取扱いを考慮して、次のように区分することができる。⁽¹⁴⁾

一、有体的構成部分

一、不動的構成部分

- (1) 土地（耕地、採草地、園地、森林、河川湖沼など）

- (2) 建物

- (3) 設備（堤防、貯水池、道路、溝渠、橋、垣、柵、水車小屋、水道設備、排水設備など）
- (4) 樹木⁽¹⁵⁾（果樹、最上部木材產出樹木 Kopfholzbäume⁽¹⁶⁾）

二、可動的構成部分

- (1) 生命ある属具 lebendes Inventar（家畜類）
- (2) 生命なき属具 todes Inventar（農業具類）
- (3) 備蓄（種子や麦藁、干し草、肥料など）

二、ある一定期間不動的構成部分と結合しているが、利用の目的のために不動的構成部分から分離され、その時に可動的になる構成部分⁽¹⁸⁾

- (1) 耕地属具（施肥、播種、耕作労働）
- (2) 未分離果実（果樹上にある果物、最上部木材產出樹木の毛 Haare）

四、利用の間は不動的構成部分と結合したままであるが、不動的構成部分の实体を変化させるいとなく分離可能

な付属物 Pertinenzen⁽²⁾ (燃焼装置、暖炉、堅固な槽など)

II 無体的構成部分

1' 権利 Berechtigungen⁽²⁰⁾ (他人の土地に対する放牧権や農民の賦役に対する権利など)

1'' 農場に固着する義務 Verpflichtungen (物上負担 Reallasten' (譯' 地役 Servituten))

〔II〕なお最後に、農場属具 Gutsinventar の概念について述べよう。

ALB²¹は Inventarium といふ「ある物に属する動産たる付属物 bewegliche Pertinenzstücke の総体 [=集合物]」はその物の属具 Inventarium と呼ばれる (I 28103) と規定する。したがって属具呪 Inventarienstücke とは、集合物たる属具を構成する個々の動産を意味するに過ぎない。しかし他方、I 28104²²は「ある Inventario ある集合物に属するすべての部分品 Stücke の目録 Verzeichniß のことである」と規定する。したがって、農場の Inventarium とは、一方で動産たる農場付属物の集合物を意味すると同時に、他方で、その集合物に属する農場属用品の目録を意味する (第三表参照)。問題は、前者の意味における農場属具の内容である。

まず、当時の属具目録の一例を掲げる (第三表)。この例からわかるように、当時の実際の契約では家畜類、農器具類の他、肥料備蓄や飼料備蓄、果実 (種子などと思われる)、それに耕地属具までもが「属具」に算入されていいる。同様に Beseler も「通例は、農場属具は次の構成部分から成る」として、①生命ある属具すなわち家畜属具、②耕作および養畜を用途とする器具および機械、③耕地属具すなわち施肥、播種および耕作 (犁耕 Pflugarten)、④農場産出物の備蓄とりわけ次の収穫時期 Fruchtpériode の需要のための種子属具 Saatinventar の四点をあげてある。⁽²³⁾したがって一般通常的には、属具とはこれらを含んでいふと考えられる (属具の通常的意義)。

第三表

属具目録

—H. 分農場の属具目録、1844年4月22日—

総 勘 定	1754年の鉄の属具の総額		
	ターラー	グロッシュエン	プフェニヒ
I. 家畜属具：			
a. 馬	65	12	—
b. 有角家畜	190	20	—
c. 羊	307	15	4
II. 耕具	71	12	—
III. 牧羊具	—	—	—
IV. 干し草及び二番刈り牧草	—	—	—
V. 麦藁	18	—	—
VI. Heckerlingおよびもみ殻	—	—	—
VII. 糞尿Mist:			
1754年の鉄の属具目録によれば 150 フーデルが引渡されねばなら ない。これは、1823年において は、属具目録によれば1 フーデル を 6 グロッシュエンと査定されてい る。それゆえ金銭では総額次のよ うになる。	37	12	—
[訳注：24 グロッシュエン = 1 ライヒス ターラー]			
VIII. 果実そのものは現物で <i>in natura</i> 引渡される。			
IX. 耕地属具：			
a. 播種、プロイセン通貨 Courant.			
b. 犁耕 Pflugarten	154	18	—
c. 施肥	269	—	—
X. 家具、プロイセン通貨 Courant:			
総 計	1114	17	4

G. Drechsler, Der landwirtschaftliche Pachtvertrag, S.294 (AnhangNo. II.)
より。

しかし耕地属具は他の構成部分とは異なった視点で評価されるものであつて、ALRも農場の賃貸借では 121§§610—621⁽²³⁾で特別な規定を設けている。また法典上の概念からいえば、属具とは付属物のうちの動産部分であるから、むしろ不動的と思われる耕地属具を属具に含めるのは疑問である。本稿では、家畜類、農器具類、農産物や肥料の備蓄を法典上の意味での属具の具体的例示と解しておきたい（法典上の意義）。

さてしかしながら、当時においても属具を「生命ある属具」と「生命なき属具」に区分することが一般的であるが、そこのでは農産物等の備蓄は「生命なき属具」とは別に論じられるのがふつうである⁽²⁴⁾。この場合には備蓄は属具に含まれず、可動的構成部分のうちの家畜類と農器具類が属具の具体的な内容となる（狭義の属具）。これは、農場経営の目的のための動産の価値を經營資本 Betriebskapital としてのうちの固定經營資本部分を農場属具と規定する考え方であり⁽²⁵⁾、流動資本部分である備蓄は「事情によつては農場属具に算入される」にすぎない。ALRの農業属具に関する規定も、可動的構成部分の主要な部分すなわち家畜類および農器具類を念頭においてこそ理解しやすくなると思われる。

他方、属具を最広義にとらえて、家畜・器具属具、粗製品・農産物加工製品の現在高、肥料・麦藁・干し草なし・粗飼料の備蓄といった「可動的属具」だけではなく、建物、橋、溝渠、堤防、道路、排水設備、樹木などを耕地属具と共に「土地と結合した属具」 Inventarium solo junctum — 「不動的属具」として属具概念に含ませる論者もいる⁽²⁶⁾。この立場からは賃貸借の客体たる農場の有体的構成部分は、土地、不動的属具、可動的属具の三部分に区分され⁽²⁷⁾ることになる。

農場属具の概念を明確に規定することは容易ではないが、当時の Inventar の意義を整理するとほぼ以上のように

説
なるかと思われる。

論 第二節 委譲の法形式

①農場を前節でみたような構成部分に分けることができるとしても、しかし農場の賃貸借の際に必ずしもこれらすべてが土地と共に同じ法関係に入るわけではない。土地が賃貸されると、⁽³¹⁾ ことは自明のことであるが、他の構成部分もすべて単純に賃貸されるとは限らない。たしかに「A.L.Rが通例のことと想定しているのは属具が単純に「土地と」共に賃貸されることであり」⁽³²⁾、また「法律は不動的属具の「土地との」単純付帯賃貸を想定している」⁽³³⁾。しかし実際の契約においては、「常にある構成部分は賃貸人に『留保され』、他のあるものは賃借人に『購買により』取得され、さらに他のあるものは「賃貸借終了に際しての」「補償なしで」又は「鉄の属具」として利月のために委譲される」⁽³⁴⁾。したがって農場の賃貸借を論ずるには、賃貸借にあたって各構成部分がどのような法関係に入るかをそれぞれ検討しなければならない。本節では、農場構成部分のうちのどの部分が、どのような法形式で、賃借人に用益のために委譲されるかという問題を概観する。⁽³⁵⁾

②Drechslerによれば、当時の契約において示される委譲の法形式は次の四点である。⁽³⁶⁾

- ①賃貸 Verpachtung — 土地以外の構成部分が単純に土地と共に賃貸される場合を「単純付帯賃貸」 einfache Mitterpachtung とする。
- ②「鉄の属具」eisernes Inventar の設定。

- ③売却による譲渡——「属具が賃借人に評価額と引き替えに売却される」場合を「自己属具」eigenes Inventar と

呼ぶ。

(4) 無償譲渡。

(1) 賃貸の法関係については、賃借人の使用収益権に即して次章で述べる。いよいよでは次の点のみ述べておく。いうまでもなく賃貸物の所有権は賃貸人に帰属したままであり、偶発的滅失・毀損の危険は所有権者たる賃貸人が負う。他方、賃借人は一般通常の又は契約で定められた使用収益しか許されていない。したがって、一方で賃貸人は賃貸物の保守 Instandhaltung のために一定の負担を負い、他方で賃借人は合理的な農業経営について必要な経営資本部分の自由な処分が制約される。このような両者の負担・制約という事情が、次の、「承継人〔＝賃借人〕が使用収益権および比較的自由な処分権限と共に滅失および毀損の危険をも引受ける」ことを内容とする「鉄の属具」の設定にたら至らせたように思われる。⁽³⁹⁾

(2) 「鉄の属具」とは、Drechsler よれば「引渡しの際にその価値が評価され、かつ賃借人に、同一の品質 Güte をもつた同数のものを返還し又は査定された価値を各属具品 Stück につき金銭で返還する」という義務を伴なつて、使用のために引渡される農場構成部分の目録 Verzeichniß⁽⁴⁰⁾ のことである。この形式の法的特徴につき一般的にいわれていることは次の諸点である。⁽⁴¹⁾ ① 鉄の属具の目的物は賃借人への引渡しの際と賃貸人への返還の際に査定される。価値評価がなされない属具の引渡しは単純賃貸とみなされる。② 賃借人は、属具品のあらゆる滅失・毀損の危険、あらゆる価値減少を負担する。③ 他方、賃借人は個々の属具品に関し自由な処分権限を取得し、ないしは農場の経営が必要とする限りにおいて譲渡することを許される。④ 賃借人は同一の種類、数量、品質で属具品を返還する義務を負い、⑤ 返還に際しては「査定に従つて一方又は他方から現金又は現物⁽⁴²⁾ in natura」補償される。しかし、Drechsler

第 四 表

属具目録

—herrschaftlich な賃借人C. F. に1801年5月1日に引渡された分農場N.

およびH. に関する属具目録—

第F号

麦藁について

属具として与えられるべきものは次のものである。

長藁 $47\frac{1}{2}$ ショック

1 ショックにつき 2 ターラーで.....	95 ターラー	—グロッشن —プフェニヒ
------------------------	---------	------------------

刻み藁 $80\frac{1}{5}$ ショック

1 ショックにつき 1 ターラー 4 グロッشنで.....		
--------------------------------	--	--

93 ターラー	13 グロッشن	$7\frac{1}{5}$ プフェニヒ
総計 188 ターラー	13 グロッشن	$7\frac{1}{5}$ プフェニヒ

これに対して賃貸借引渡し Pachtabgabe の前に行なわれた計量〔調査〕に基づいて交付されたものは、次のものである。

長藁

分農場N.に.....	51 ショック	1 マンデル	一ブント
分農場H.に.....	20 "	1 "	"

143 ターラー	71 ショック	1 マンデル	一ブント
	(1 ショックにつき 2 ターラー)		

刻み藁

分農場N.に.....	5 ショック	—マンデル	一ブント
分農場H.に.....	3 "	3 "	9 "

10 ターラー 9 グロッشن 2 プフェニヒ 8 ショック	3 マンデル	9 ブント
(1 ショックにつき 1 ターラー 4 グロッشن)		

比較された〔結果の〕不足額

35 ターラー	4 グロッشن	5 プフェニヒ
---------	---------	---------

[訳注：1 ショック = 4 マンデル = 60 ブント；1 ターラー = 24 グロッشن；1 グロッشن = 12 プフェニヒ]

G. Drechsler, Der landwirtschaftliche Pachtvertrag, S.292より。

によれば、実際の契約においては、賃貸借終了時に価値増高 *Werthsverhöhung* が存する場合の価値調整につき、二つの異なった形式がみられるという。⁽⁴⁶⁾ 要するに、目的物返還に際して行なう価値調整において、当初の、賃借人に引渡された時点の価値評価にそのまま基づいて清算するか、返還時の上昇した価格で評価して清算するかの相違のように思われる。次の二つの例で説明されている。

第一の例は第四表であり、麦藁に関する鉄の属具の例である。この鉄の属具は次のものから成り立っている。長藁一シヨックにつき二ライヒスターラーで四七・五シヨックと、刻み藁一シヨックにつき一ライヒスターラー四グロッショーンで八〇・ニシヨックの、総額一八ハライヒスターラー一三グロッショーン七・二「*普フニヒ*」である。これに対し賃借人が引渡したものは、長藁七一シヨック二マンデルと刻み藁ハシヨック三マンデル九ブントであった。もし賃貸借終了時に価値の差が補償されるべきであるならば、返付された麦藁は農場の返還の際に査定されねばならず、前の査定に対する価値の増加があればそれは賃借人に支払われなければならなかつた。しかしこれは行なわれていない。おそらく前の査定価格は数量の差を補償するためにだけ利用されているのであらう。ここでは賃貸借終了時の麦藁の価値増加分は賃貸人の利益になつていい。このように Drechsler は説明する。⁽⁴⁷⁾

これに対し、第二の例は価値の差の清算が行なわれている場合である。第五表は牧羊 *Schäferei* の返還に関するものである。この例では鉄の属具は四三九頭の羊から成り立つていたが、これらは一七七一年では四七四ライヒスター一四グロッショーン六ブフェニヒと評価されている。賃借人は一八〇一年に一〇六八頭の羊を返付している。それゆえ増加頭数は六二九頭である。今や賃借人が返還するにあたつてこの六二九頭は、一七七一年の価格に従つて賃借人に支払われるのではなく、一八〇一年の価格に従つて新しく査定されている。また、鉄の属具である四三九頭の羊

第五表

第Y号

清算を伴なつた査定

——〔農場〕賃借人F. に herrschaftlich な属具を含めて賃借牧羊者G.
から引渡された全牧羊の査定——

頭数		1頭についての査定			総額		
		ターラー	グロッッシュエンニヒ	プフェニヒ	ターラー	グロッッシュエンニヒ	プフェニヒ
	I. 羊						
302	乳羊	1	20	8	562	1	4
35	3 1/4歳の又は年長の雄羊	2	8	—	81	16	—
140	2 1/4歳の又は初子の雌羊	1	18	8	248	21	4
116	2 1/4歳の又は初子の雄羊	1	21	8	220	17	4
93	1 1/4歳の又は1歳子の雌羊	1	21	—	139	12	—
116	1 1/4歳の又は1歳子の雄羊	1	13	4	180	10	8
266	〔1歳未満の?〕雌羊および雄羊	—	19	8	217	23	4
1068	……………計……………	—	—	—	1651	6	—
	これらのうちから〔賃借牧羊者〕G. から〔農場〕賃借人F. に 鉄の属具として返付されるべき 〔次の〕herrschaftlich な羊の 属具が差し引かれるが、〔これ は〕1771年のミカエル祭〔9月 29日〕から〔始まる〕前賃借牧 羊者 Koch の〔経営の〕開始の 〔際の〕査定に基づく。						
146	年長の羊	1	9	6	203	19	—
68	年長の雄羊	1	10	6	97	18	—
60	1 1/2歳の雄羊	1	2	8	66	16	—
54	1 1/2歳の雌羊	1	—	4	54	18	—
58	1/2歳の雄羊	—	11	2	26	23	8
53	1/2歳の雌羊	—	11	2	24	15	10
439	……………計……………	—	—	—	474	14	6
	差し引き額は、羊についての超過属具として〔農場〕 賃借人F. が賃借牧羊者G. に返還する				1176	15	6

〔訳注: 1 ターラー=24 グロッッシュエン; 1 グロッッシュエン=12 プフェニヒ〕

G: Drechsler, Der landwirtschaftliche Pachtvertrag. S. 293 より。

も新しく査定され、一七七一年の査定に対する価値増加分は賃借人に支払われている。したがつて、いりでは価値の差の清算が行なわれており価値増高は賃借人の利益になつてしる。このように Drechsler は説明す。⁽³²⁾

以上のように、目的物の返還に際しての価値調整には二つの方式があつたと思われるが、Drechsler は、鉄の属具としての農場構成部分の引渡しを *Verstellung* と呼ぶ立場から、第一の形式を「価値清算 Wertabgleichung を伴なう Verstellung」と名付けている。本稿でも、Drechsler に従つて鉄の属具の第一形式を「価値清算を伴なわない Verstellung」、第二形式を「価値清算を伴なう Verstellung」と呼ぶことにする。

⑥ところや、この鉄の属具について最後に問題となるのが所有権の帰属である。当時において、鉄の属具の場合に賃貸人が依然として引渡された物の所有権者であるのか、または賃借人が所有権者になるのか、という問題につき、意見の対立があつたようである。⁽³³⁾ Drechsler は、右の第二形式すなわち「価値清算を伴なう Verstellung」の場合には、賃借人は自らに引渡された目的物の所有権者となるという。そしてこの形式と譲渡の形式との違いを、前者の場合には査定価格が支払われるのではなく利息が支払われるのであり、ただ返還の際に価値の差が支払われるにすぎないが、これに対し譲渡の場合には、全価値の現金支払いが引渡しの際と返還の際に行なわれる、という点に求める。⁽³⁴⁾ 他方、第一形式の Verstellung では賃貸人が依然として鉄の属具の目的物の所有権者である、としている。しかししながら、この所有権の帰属に関しては、本稿ではむしろ他の法律家の見解を探ることとした。すなわち、鉄の属具にあっても賃貸人が依然として属具の所有権者である⁽³⁵⁾ と理解しておく。属具の所有権が農場の賃借人に移転するのは、属具が賃借人に評価額と引き替えに売却される場合、すなわち「自己属具」の段階においてであり、「売却代金が現金で支払われるか〔賃貸人によつて〕信用貸しがされるかは、当該目的物に関する法的関係にとつては、どうでもよ

(3) 貸貸および Verstellung と並んで当時の貸貸借契約において通常みられる委譲形式は、譲渡 Veräußerung である。これは売却又は無償の委譲によって行なわれ得る。⁽³³⁾ ここでは、次の点を述べることとめたい。Drechslerによれば、当時の契約において、契約による使用制限や返還義務が貸借人に売却された目的物に関する見られ得る、といふ。⁽³⁴⁾ ここから我々は、当時最も通常的であり最も合目的的であるとされていた「自己風具」の場合に、風具の所有権が貸借人に移転されているにもかかわらず、農場の現状を維持しようとする処分制限や返還義務が当時においても貸借人に課せられていたであろうことを、知ることができる。

(2) 以上をふまえて最後に問われるべきは、当時の契約において、どの農場構成部分がどの法形式で貸借人に委譲されていたかという問題である。Drechslerによればほぼ次のようにであった。

(1) まず不動的構成部分について。わずかの土地を除き、土地および建物が貸借人に委譲される場合の通例の形式は貸貸であり、果樹もほとんどの契約において貸貸される。⁽³⁵⁾ 排水設備などの耕地の設備についてもほとんどの契約において貸貸の形式が選択されている。⁽³⁶⁾

(2) 農場の可動的構成部分の委譲形式としては、一八世紀の末にはまだ貸貸が通例であったが、一九世紀中葉の当時では風具の貸貸という方式はめったに存在せず、価値清算を伴なった Verstellung の形式か又は譲渡が通例になっていたようである。⁽³⁷⁾ 農業経営が古い経営方法から新しい経営方法への過渡的段階にとどまっている地方やラントにおいては Verstellung と譲渡との混合がみられるが、プロジェクトなどに Verstellung から譲渡へ移行している。⁽³⁸⁾ 可動的構成部分の譲渡は、通例は有償であるが、干し草、麦藁、肥料の備蓄については無償の譲渡が行なわれる。これ

は、当時において備蓄の実際の市場価格がまれな場合にしか存在しないなどのため売却の適切な価格を決定することは、がほとんど不可能に近い、という事情に由来するようである。⁽⁶⁾もちろんこの場合、譲渡といつても、賃借人は搬出や譲渡の禁止など諸制約を受ける（後述）。

(3) 耕地属具について。プロイセンなどを除く多くのラントの賃貸借契約では、賃借人に一定の耕地属具が、そのような耕地属具を返還する義務と共に引渡されているが、⁽⁶⁵⁾プロイセンや若干のラントでは耕地属具の売却という形式がとられている。⁽⁶⁶⁾ところで、耕地属具が Verstellung によって委譲される場合であれ売却による場合であれ、その価値が引渡しの際に確定されなければならない。しかし、耕地属具は耕地から分離され得ないものであり、「農業的取引きの対象」ではなく、供給と需要によつて形成される現実の価格を有せず、観念的な価格をもつにすぎない。⁽⁶⁷⁾当時の契約では次の二つの原則によつてその価値が追求されていた。すなわち耕地属具の価値は、①茎上の未分離果実の価値評価によつて定められるか、又は②引渡しの日までに耕地に存在する果実の産出のために支出された生産費の総額とされる。⁽⁶⁸⁾プロイセンなどでは後者②の原則が採用されている。

(4) 最後に、不動的構成部分と結合している間だけ用益され得る分離可能な農場構成部分については、不動的構成部分の付属物として、通例は共に賃貸される。

以上述べてきたことを、Drechsler が合目的であるとした委譲形式をもふくめて、表にまとめる第六表のようになる。

第六表

農場構成部分 ⁽¹⁾	当時の契約において通例とされる委譲形式	Drechsler が合目的的であるとした委譲形式
I、有体的構成部分		
A、不動的構成部分		
1) 土地	賃貸	賃貸
a) 園地	"	"
b) 耕地	"	"
c) 採草地	賃貸人に留保	賃貸人に留保
d) (山林)	賃貸	賃貸
e) 河川湖沼 Gewässer	賃貸	賃貸
2) 建物		
3) 果樹	賃貸 (若干の契約では売却)	価値清算を伴なう Verstellung
4) 最上部木材産出樹木	賃貸 (若干の契約では売却)	賃貸
5) 耕地 Feld の設備 (排水設備 Drain-anlagen など)	賃貸	賃貸
B、可動的構成部分		
1) 生命ある属具 (家畜類)	売却	売却
2) 生命なき属具 (農器具類)	売却	売却
3) 備蓄 (麦藁、干し草、肥料など)	無償の譲渡	売却
a) 市場価格のあるもの		無償の譲渡
b) 市場価格のないもの		
C、不動的部分と結合しているが利用の目的のために不動的部分から分離され、その		

<p>時に可動的になる構成部分</p> <p>1) 農地属具（施肥、播種、耕作労働）</p> <p>2) 樹木上にある果物</p> <p>3) 最上部木材産出樹木の毛 Haare</p> <p>D、不動的部分の分離可能な付属物 Pertenien</p>	<p>プロイセンおよび若干のラントの契約では、生産費用に基づく価値の決定（売却形式）</p>	<p>① 価値清算を伴なり Verstellung による基査定 Halmtaxe； ② 生産費用に基づく価値の決定</p>
<p>II、無体的構成部分</p> <p>A、権利</p> <p>1) その用益を現物で〔=農場の經營から〕しか手に入れることができない権利（他人の土地に対する放牧権、地役権など）</p> <p>2) その用益が貨幣収益を許すする権利（永続的な収納金 Gefälle）</p> <p>B、義務</p> <p>3) (名誉權)</p>	<p>賃貸（プロイセンでは価値清算を伴なわぬ、Verstellung もみられる）</p>	<p>① 価値清算を伴なり Verstellung 価値清算を伴なわぬ、Verstellung</p>
<p>(賃貸人に留保されたままである公課および負担以外はすべて賃借人が引受けける)</p>	<p>賃貸</p>	<p>② 価値清算を伴なり Verstellung 価値清算を伴なわぬ、Verstellung</p>
<p>1) 他の農場構成部分の用益を直接に制限する義務（他人の放牧権を受忍する義務など）</p> <p>2) 金銭による公課という形で存在する義務</p>	<p>賃借人に例外なしに移転</p>	<p>賃借人に移転され得る</p>

a) 不動的部に課せられている義務

b) 可動的部に課せられている義務

- (1) 必ずしもすべての構成部分を網羅しているわけではなく、Drechsler, Der landwirtschaftliche Pachtvertrag, S.49f. の表を便宜上簡略化した。

(一) プリュドゥーの田畠物としての権利とその範囲 H.Dernburg, Lehrbuch des Preußischen Privatrechts und der Privatrechtsnormen des Reichs, Bd. II., 5. Aufl., 1897 (以下 Dernburg, II. ルサルク) S.454 によれば、賃貸借契約の目的物 Gegenstand となるべきは、実体 Substanz すなはたのいふなく利用しかく利用のために譲り渡すものであるが、ある種類の客体であつて、ただちに単に有体物だけではなく権利や當利行為の目的物になり得る。プリュドゥーの実体 Substanz は、(以下 Dernburg, Lehrbuch des Preußischen Privatrechts, Bd. I., 5.Aufl., 1894 (以下 Dernburg, I. ルサルク) S.127 によれば、「物に継続的に属して居る構成部分であつて、物を独立性あるものとし、その經營上の用途又はその歴史的現象に基いて物の特徴を示す構成部分である」。Vgl. ALR I 2 § 4. たゞ、ALR にあつて物 Sache の概念は非常に広く、「人間の行為も、同じく人の権利も、それが他の権利の客体になる限りにおいて、物といふ一般的名称の下に概念される」(I 2 § 2)。まだALR が「物および権利の総体」 Inbegriff von Sachen u. Rechten (=集合物) との概念を認めるにいたるところ I 2 § 32参照。

(二) Koch, I. S.103 Anm. 39) u. II., S.963 Anm. 14). Vgl. ALR I 21 § 400. プリュドゥーの農場は、耕作地と異なれば、F. Förster, Theorie und Praxis des heutigen gemeinen preußischen Privatrechts, Bd. II. 4.Aufl., 1882, S. 211 が「耕作および養畜の経営と結合した独立の農業經營複合体 Wirtschaftskomplexen」を表現するが、Dernburg, II., S.453 が「耕作および養畜のためと共にあわむれる不動産 Immobilien」を表現するが、Dernburg, I. S.132 Anm. 5) も「少なくとも A-LR における使用された『農場』から表現が通常示してゐるが、耕作および養畜の

ために共にわれらが手取る Grundstücke である」¹⁾ と書く。Dernburg は「農場を規定する A-L-R が農場の付属物 Pertinenzstücke eines Landguts として規定しておられたとする場合（12 §52）や肥料の備蓄（12 §51）などが農場の概念に含まれなくなつておるのはないか」という疑問が生じる。これにつけて Dernburg は先の概念規定でむしろ農場の実体部分を規定しなかったのではないか、と推測しておきた。²⁾ Dernburg, I. ものの第四版 (Dernburg, Lehrbuch, Bd. I., 4. Aufl., 1884) の 131K 頁で次のようになくなつてある。「ヘイハ法によれば、権利の客体はしばしば物および権利の複合体 Komplex であつて、その複合体が統一的な取引規模 [=取引単位] を形成する。今やいよいよして実体部分が区別されると、付属している残余物が残るが、この残余物が付属物 Pertinenz となる。それゆえ、付属物を性格づけるのは、一面ではそれが物に属しその物と共に通常の取引の客体を形成しないのである」と。おぞなへりのやうな理解から、Dernburg は「農場の実体部分をこそ先の農場の概念で把握しようとしたのではなからうか。また、Georg Beseler, System des gemeinen deutschen Privatrechts, 4. Aufl., 1885, S. 837 も「耕作の目的のために」一つの全体に結合されたり若干の土地 Grundstücke の総体は農場と呼ばれてゐる。かかる物は、まだ、法的な関連においては一つの物 (universitas fundi) として把握せねばならぬ……」と説明し、れども a.a.O., S. 838 や「それ〔農場〕は、その本質的な概念を含む Gehalt の形では、やの自然的性質に従つて区別され得る若干数の土地から成り立つてゐる」と書く。リードも土地に即して農場が規定されてしまう。しかし、a.a.O., S. 838ff. やは、「農場の構成部分」という表題の下で耕地や採草地などと並んで付属物 Zubehörung が挙げられており、それに属するものとして「土地、建物、権利、動産」が示されてはいる (a.a.O., S. 840)。³⁾ これがえずいにいえば、農場の構成部分という場合には、土地と並んで建物や動産も挙げられてゐることを確認しておきたい。本稿では農場と云ふ場合、本文で後述するような様々な様々な農場付属物も含めて考えている。なお、BGB § 593 の農場 Landgut は「農業すなわち耕作又は養畜の独立した經營を用途とする整えられた不動産 Grundstück つまりの種の不動産全体」である、と説明される (Erman, Handkommentar zum BGB, Bd. I., 7. Aufl., 1981, § 593 Rdnr. 1)。

(o) 以上の叙述は、既述前掲粗稿、大四頁以下の再論である。しかし若干の修正・変更を加えてある。なおそいだ墓地といふ

○は溝渠Gräben ○耕らるる。記す。」
とある。

(+) Beseler, a. a. O., S.839 に「Gärten」園地 Gärten とし、「特別な田園 Befriedigung とめいで田園されるのが常であり、

観賞植物、野菜、果物等のための栽培を田園とする」土地 Grundstücke である。

(o) Beckler, a. a. O., S.838[「農業」]採草地 Wiesen とし、「底廻の状態により特に草の成長に適しており、放牧地 Weide のたるに利用されるからこそ多く十草の取得のために利用される」土地である。たゞ、T. F. von der Goltz, Leinfaden der landwirtschaftlichen Betriebslehre, 7. Aufl., 1922, S. 23f. u. S. 26 に「Wiesen が「草・穀の継続的な生産を目的とする十草」Pläche やおいて、他の農作物が取り取られ、かい過剰は十草はねぶるも」を意味するのと較び、Weiden は「草・穀の継続的な生産にねぶるも土地である」その収益がすぐれた場合動物によって直接に食ふてそれをおこす」

(+) 付属物 Pertinenzstück od. Zubehör といつぱるんだ。Dernburg, I., S. 128ff. 稽照。ALRは、「たしかにそれが自体として存在する」とは可能であるが、しかし他の物と継続的に結合させられた物は、他の物の付属物と称される)(12 § 42) と規定する。付属物の法的關係は、いわゆる原則は、「付属物は、それが主物のものに存する限り、その主物のあらゆる権利に附与する」(12 § 105) ふうにしてある。今田の「付属物」は対応するが、その外延の法的論理も異なつてゐる。川島武宜『所有権法のわざわざ』によれば、「付属物」を論じた。從物概念が近代法における歴史的存在であることを述べ、川島武宜『所有権法の解説』(岩波書店、昭和二十四年)一九一頁以降に参照。

(+) Dernburg, I., S. 128f. 聞試 Inventar ○標定といつぱる本篇①で述べる。

(o) Koch, I., S. 104 Ann. 41).

(+) Drechsler, a. a. O., S. 32.

(o) 「○の隣接區域 Feldinventar といふ標定は、Koch, I., S. 104 Ann. 41) が、「田録は耕地の状態を一定地点で表示して、

るのやあい、それがおな時点でこの耕地の状態を比較しがちこれに基いて耕地の改良又は悪化を確定するといふことに
立つ」云指摘してふるいんからわかるやうだ、農場の賃貸借の場合には、賃貸借の開始時と終了時とにおけるそれぞれ
の耕地状態を比較して価値補償を行なう上で重要な機能をはたす。「耕地の状態」という点がひぶねど、Feldinventar は、
単に耕地上の耕作物だけではなく、我国でいう勞作的改良（①持続性施肥、②経常的・反復的な良好耕作に伴う改良效果、
③必ずしも毎年反復されない均平化、深耕反転等の作業）の価値部分をも、少なくとも部分的には、表現し得る論理を有し
てゐるに限ねば、今日の有益費償還の問題や立毛補償の問題を考える上で興味深いものがある。

- (11) Dernburg, I., S. 129. Vgl. ALR I 2 § 45.
- (12) Adolph Blomeyer, Pachtrechte und Pachtverträge, 1873, S. 52. Vgl. Beseler, a. a. O., S. 840 (本章注(2) 参照)。
- (13) Dernburg, I., S. 129. Vgl. auch Koch, I., S. 103 Ann. 39; Blomeyer, a. a. O., S. 62.
- (14) いの区分につき本稿では、基本的 Drehssler, a. a. O., S. 6f. u. S. 49f. に依りてある。特に耕地器具・未分離果実の
位置づけの点で前掲拙稿「五訂」を修正した。
- (15) Vgl. ALR I 21 § 440.
- (16) Koch, I., S. 93f. Ann. 8) によると「樹木それ自体は動産である。それが土地 Boden と運命を共にするのが、分離
されない果実として、それがそのもとなるとして考慮される場合だけである。そうでない場合にば、樹木は、茎の上の果
実〔=未分離果実〕と同様、独立の besonder 動産として取得されたり所有されね」しかしながら Drehssler は従い不
動的構成部分に入れておく。
- (17) いわゆる Kopfholzblüme や、通訳とは云ふがたいが、とりあえず「最上部木材産出樹木」と訳しておいた。これは、
たとえばヤナギ、ホトトギス、シナノキ、トネリコ、ニンのような特に良好な再生能力をもつ落葉樹であつて、栽培のの
ちすぐ上の方を二～三メートルの高さで刈り込まれそこから生じた若枝が編み細工の材料の産出のために利用される樹木
のことである。

(18) Koch, I., S. 93f. Ann. 8) は「当然力により能然」の上に「=未分離や」譲渡された果実は動産の「みなされ物」。分離したか否かの動産とみなされる場合があり得るわけだが、ソリドな Drechsler はしたがってある。

(19) 法律的には不動的構成部分か可動的構成部分かのどちらかに分類され得ると思われるが、Drechsler は從つておく。

(20) ハの権利は農場の Besitz と結合した権利である (Drechsler, a.a.O., S. 45)。

(21) たゞ、権利は農場器具に含まれない。たゞ Blomeyer, a.a.O., S. 62は「生産物に數えられる賄役・給付をだれも器具に算入しないだらう」と述べてゐる。権利などの無体的構成部分は器具概念から排除されてしまうと思われる。

(22) Beseler, a.a.O., S. 841。

(23) ハの構成部分は、異なる視点のトド、たゞは『勞働によって得られた』 verdientes Gut の視点のトドで評価され得る (Beseler, a.a.O., S. 932).

(24) Vgl. Drechsler, a.a.O., S. 841°.

(25) やだみに もの に おこなは 「器具とみなされるのは、不動産の用益に奉仕し、かういふ不動産に対する相応する場所的關係に立つて動産の全体 Gesamtheit である」 (Münchener Kommentar zum BGB, Bd. 3, 1. Halbband, 1980, Vorbermerkungen vor § 586 bis 590, RdnNr. 2)。ハフヒ農業上の不動産の賃貸の場合には、器具は「一報的に生命ある器具（種畜用家畜および種畜）と生命ない器具（器具、機械、産出物、種子、肥料）とに区分され」 (Firman, a.a.O., Vorbermerkungen zu § 586 RdnNr. 3)。ハフヒ家畜一母士は「死んでしまった場合は農業機械としての付属物を意味し、牛馬等の器具へいた場合せ家畜を意味する。」Q11が器具の通常の中味である」と説明してゐる (カーハクハフヒ・前掲、17頁)。

(26) たゞえど Drechsler, a.a.O., 111f. Förster, a.a.O., S. 263 は「器具および現存する經營用備蓄」と表現している。

(27) Beseler, a.a.O., S. 840. 当時の農業経営学は、農業に必要なすべての經營資材 Betriebsmittel を当然力、人間労働および資本の三要素に組み入れる「じかじかのもの」、第三の生産要因である資本を土地資本 Grundkapital と經營資本に

分けむ。ヤニヤリの經營資本を、(a)固定經營資本（「わざる生命なき器具〔機械および器具〕」ならびに生命ある器具〔役畜および用畜〕）と(5)流動經營資本に区分する。以上に依る T. F. von der Goltz, a. a. O., S. 8f.

- (28) Beseler, a. a. O., S. 840.
(29) Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 63ff.
(30) Blomeyer, a. a. O., S. 63.
(31) Blomeyer, a. a. O., S. 65.
(32) Blomeyer, a. a. O., S. 85.
(33) Drechsler, a. a. O., S. 5. 「やがて多額に、厳密にいえば、農場に関する貨貸契約は、やがて多額な契約の集団 Cargolomerat やある」(aa,O.) など A. L. R. は、狹義の器具につき、貸借人が原則として同一の種類、数量および品質において返還しなければならず承継時の査定と返還時の査定に従つて価値調整がなされる場合(「鉄の器具」) 又は貸借人が器具を購入し自己の所有物として保有する場合(「自己属具」)を考慮してはいる(12 §§ 471—476)。
(34) 以上の叙述は主として Drechsler, a. a. O., S. 13—51 に依る。器具の法関係については前掲拙稿、六七頁以下で不十分ながら述べておいた。なお、ノルマには有体的構成部分についてのみ述べる。統じて無体的構成部分については、本稿では論じたまゝである。
- (35) Drechsler, a. a. O., S. 13ff. Vgl. auch Blomeyer, a. a. O., S. 63f.
(36) Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 63, 65, 85; Dernburg, II., S. 456. 藤瀬・前掲書、四一七頁、前掲拙稿、六七頁参照。
(37) Dernburg, II., S. 457. 藤瀬・同上、拙稿、同上参照。
(38) Blomeyer, a. a. O., S. 64.
(39) Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 14f.
(40) Drechsler, a. a. O., S. 15. なお「鉄の器具」に関する規定であるこれがいふる BGB 第八七条は、「不動産の用益貸借人

が器具を賃借額で承継し、用益貸借終了時に賃借額で返却する義務を負う場合」の表現)」³⁴。『新法』四七頁参照。
威取の権利が常は回りやねるが故に「威の受取」へ附されねばならぬ。K.Kroeschell, Landwirtschaftsrecht, 2. Aufl., 1960, S.108, 『新法』11K頁参照。

- (42) Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 16; Blomeyer, a.a.O., S. 64, 76, 81, 106; Dernburg, II., S. 456; Förster, a.a. O., S. 255 Ann. 258); Koch, II., S. 1027f. Ann.68). 墓地(カヘ)販賣。
- (43) Drechsler, a. a. O., S. 15Ann. 1).
- (44) Blomeyer, a. a. O., S. 106. Koch, II., S. 1027f. Ann. 68).
- (45) Dernburg, II., S. 456.
- (46) Blomeyer, a. a. O., S. 76.
- (47) Drechsler, a. a. O., S. 16ff.
- (48) Drechsler, a. a. O., S. 17.
- (49) Drechsler, a. a. O., S. 17.
- (50) Drechsler, a. a. O., S. 15.
- (51) Drechsler, a. a. O., S. 20.
- (52) Drechsler, a. a. O., S. 15. 賃借人が回数、同品等の家畜群を賃借し從つて毀滅された場合は、該畜契約(Eisern= Viehcontrakt)は所有權帰属が、論争点であつた事由である。Vgl. auch Beseler, a. a. O., S. 887.
- (53) Drechsler, a. a. O., S. 20.
- (54) Drechsler, a. a. O., S. 19.
- (55) Dernburg, II., S. 456. Blomeyer, a. a. O., S. 64, 106. Vgl. auch Koch, II., S.1020 Ann.32)u. S. 1027f. Ann. 68); Beseler, a. a. O., S. 887. たゞ BGB §§ 587—589 は普通法上の「鐵畜契約」Eisern-Vieh-Vertrag に類似する規定である。

(Firman, a. a. O., Vorbemerkungen zu § 586 RdNr. 8 ; Münchener Kommentar, § 587 RdNr. 1)’ 並且もやせぬ時の本
權並びに賃貸人による賦課の方法 (Münchener Kommentar, § 588 RdNr. 3)°

- (55) Blomeyer, a. a. O., S. 64.
- (56) Drechsler, a. a. O., S. 21.
- (57) Drechsler, a. a. O., S. 22.
- (58) Dernburg, II., S. 457.
- (59) 異議、長崎開港場の租税 (E) 参照。
- (60) Drechsler, a. a. O., S. 23.
- (61) Drechsler, a. a. O., S. 25.
- (62) Drechsler, a. a. O., S. 26, 28, 29. Vgl. Dernburg, II., S. 457. たゞ通販の収謹形式の変化と經濟事情の変化との關係に
關する。Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 28f.
- (63) Drechsler, a. a. O., S. 30.
- (64) Drechsler, a. a. O., S. 31.
- (65) Drechsler, a. a. O., S. 34. Drechsler は「いわゆる無償の譲渡のみならず亦やむむらか (a. a. O., S. 35)°
- (66) Drechsler, a. a. O., S. 40. Vgl. auch Blomeyer, a. a. O., S. 105.
- (67) Drechsler, a. a. O., S. 38.
- (68) Drechsler, a. a. O., S. 38 Ann., 3). たゞ、①原價より価格が高額になるのは表し、②原價に基いて算出される価
格が原價よりも高い (a. a. O., S. 38f.)°
- (69) Drechsler, a. a. O., S. 44.

第一章 A L Rにおける賃借人の権利義務——使用収益権に即して——

賃貸借契約が成立すると、⁽¹⁾ 用益賃貸人は、したがつてまた農場の賃貸人は、賃借人に目的物の通常の用益を許与しなければならず、この賃貸人の主たる義務に対応して、賃借人は目的物について一般通常の使用収益権を取得する（121§270）。したがつて賃借人は、果実の取得が賃借物の実体を侵害しない限りで、賃借物を収益することができ（121§271）。本章では、まず第一節でこの使用収益権の法的性格と譲渡転貸に簡単にふれ、ついで第二節で、もはら目的物の使用収益に関連して A L Rが賃借人の権利義務をいかに規制しているかを検討する。

第一節 使用収益権の法的性格と譲渡転貸

〔周知のように、A L Rは Jus ad rem=Recht zur Sache の観念を認めていた。⁽²⁾ すなわち、A L Rは「債権と物権を駁別せず、債権を物権取得の手段、すなわち権原 titulus を把握し、また引渡を了しない間は、特定物債権を jus ad rem oder Recht zur Sache と構成して、独自の効力を賦与している。そして、それは引渡を了する」とによつて、はじめて物権となるのである。⁽³⁾ 〕而して問題としている賃貸借の場合も、賃借人は、賃借物の引渡しを受ける前は、対人的な「物を目的とする権利」 Recht zur Sache を有し、賃借人のより古い対人的権利の存在を知りつつその物を取得する第三者に対しては、彼は返還を求める訴権を認められた。⁽⁴⁾ そしてこの賃借人の物を目的とする権利

は、賃貸借占有の取得により物権となつた。⁽⁵⁾ また、土地の場合には、土地登記簿への賃借権の登記によつても物権となつた。⁽⁶⁾ ただこの登記には貸貸人の承諾を必要とした。⁽⁷⁾ そのため、土地登記簿への賃貸借の登記は例外であった、といわれている。⁽⁸⁾

かくして賃貸借占有を取得した賃借人は、第三者に対する保護を、占有者としても物権者としても享受する。⁽⁹⁾ すなわち、賃借人は、賃借物を自らのために所持しているので不完全な占有を有し、その結果として、占有訴権による保護が認められた。⁽¹⁰⁾ また賃借人は、自らの物権により、認諾訴権 *confessorische Klage* および否認訴権 *negatorische Klage* を有し、あらゆる妨害に因し、自らの権利の確認ないし妨害の権限の不存在を訴求することができた。⁽¹¹⁾ しかし賃借人は、貸貸人の授權や関与なしに、第三者に対して自ら処置を取る権限が与えられているわけであり、この限りで法的には、賃借人の貸貸人＝所有者からの独立性を見てとることができよう。

また、賃貸借占有により賃借権が物権となることから、任意の売買は賃貸借を破らない（121§358）。賃貸物の任意の譲受人は、貸貸人の地位に代行する。⁽¹²⁾ しかし、この賃借権の対抗力の問題では、「強制競売における取得は賃貸借を破る」とされていることが重要であろう。すなわち、「やむを得ない、裁判上の譲渡」 *notwendige gerichtliche Veräußerung* の場合、「とりわけ債権者の申立てに基づく不動産の強制競売 *Zwangsversteigerung*」⁽¹³⁾ の場合には、賃借人は、契約期間内であつても、また賃借人の権利が登記されている場合であつても、債権者又は取得者による解約告知を甘受しなければならない。⁽¹⁴⁾ こうして「賃借人の存続利益は、所有者の換価利益に対しても優先するが、物的信用 *Realkredit* の必要性に対しても劣後する」。⁽¹⁵⁾ 賃貸借と抵当権との関係における、このようないわば「利用に対する信用の優位」にこそ、ドイツにおける近代的土地所有権の特殊ドイツ的構造が存するように思われるのであつて、

説 ハリス、ライツ資本主義の一の特質がわざる「流通の優位」を取引するためである。

〔1〕賃借人の使用収益権に関連して譲渡転貸に簡単によれておへ。されば、注目されるのは、ALRにおいて賃借権の譲渡の転貸とが明確に区別されていないことである。転貸借 Sublocation, Afterpacht は譲渡 Cession, Abtretung みな「同義 gleichbedeutend が又は少なくとも同等 gleichgestellt」である。⁽²⁾

（2）のよる取扱いの下で、ALR は、普通法とは異なつて、「物の使用賃借人は自らに付与された物の使用を、使用賃貸人の承諾なしに他人に委譲する権限を有しなし」（121 § 309）と規定して、譲渡転貸による賃貸人の承諾を要求する。⁽²⁾ 用益賃貸借の場合も、転貸につき原則として賃貸人の承諾が要求されておへ（121 § 313）。しかし例外として、複数の經營項目 Wirtschaftsbürokratien (たゞえば耕地、園地、工場など) 又は分農場 Vorwerke を含むじる比較的大きな賃貸借の場合には、賃借人は、賃貸人の明示の同意がなくとも、個々の項目又は分農場を転貸 Unterverpachtung する権限を与えられる（121 § 314）。したがひて ALR では、農場の賃借人の独立性がこの点に關しては、一定程度認められてゐるようと思われる。⁽²⁾

しかしながら、賃貸人の承諾なくして部分的な転貸の自由を認めるいのよつた ALR の規定に対しても、一九世紀後半の当時、賃借人の「個人的な適格性」を重視する立場から「極端に走る」への批判がなされ、個々の部分の転貸借 Unterpacht も、契約雇農（デプタントなど）に貸付けられる土地（馬鈴薯地など）を例外として、全体の転貸と同様に禁止されなければならぬといふが主張されてゐる。事実、実際の契約では、賃貸借 Pacht の譲渡 Cession は賃借人に許されず、ただ農業經營が必要とする限りで、個々の土地を農婢 Dienstleute や契約雇農 Tagelöhner へ転貸する Verafterpachtung が許されていたようである。⁽²⁾ プロイセンでは、賃借人による耕地や園地の転貸は、

転借賃料の直接徴収を認めるという条件の下で許されているが、それは分農場面積の十分の一までに限定される。⁽²³⁾

農地の賃貸借にあっては、だれが耕作するかにより収益も地力の維持も異なつて来る以上、賃料徴収の確保と地力維持・農場の価値保全を基本的に要請する賃貸人にとって、譲渡転貸の自由は、否定なしし制限されるべきものであろう。当時の契約における譲渡転貸の制限条項は、賃借人がわの農業經營上の要請をある程度認めつつも、基本的には、このような賃貸人がわの要請を表現したものと評することができよう。

第二節 賃借人の権利義務

①先に述べたように、賃貸人の主たる義務は、賃借人に賃貸物の通常の用益を許与することである。この義務の内容は次のようにある。

- ①賃貸人は賃貸物を適時に賃借人に付与しなければならない。これは先給付義務である。⁽²⁴⁾
- ②賃貸人は、賃貸物を契約に定められた使用可能な状態で賃借人に引渡さなければならない（121§272）。賃借人が賃貸借契約の締結の際に知っていた瑕疵については賃借人は何の請求権も有しない。⁽²⁵⁾
- ③賃貸人は、賃貸借期間中も、賃借人が妨げられることなく賃借物を使用又は利用する」とできる状態を維持しなければならない。⁽²⁶⁾
- ④賃貸人は抵触する第三者の請求に対して賃借人を保護する義務を負う。⁽²⁷⁾
- ⑤賃貸物を契約期間中良好な状態に保つことは賃貸人の責任であり、それゆえ、通例は、賃貸人は修繕義務を負う。⁽²⁸⁾

(121 § 291)^o しかし、農場の賃貸借においては、賃借人は比較的小さな修繕義務を負つてゐる。これについては後述する。

論

〔1〕賃貸人が以上のような主たる義務を履行しない場合、賃借人に次のような権利が発生する。
 (1) 貸借人は貸貸借契約を解除することがある^o。ALR 121 § 273 は、貸借物を使用可能な状態で引渡されない賃借人は契約を解除し得る旨を規定しているが、これは、適時に引渡されない場合、および貸借物が貸貸借開始後に賃借人から奪われる場合にも類推適用される。⁽³²⁾

(2) 貸借人が貸借物を契約に従つて適時に、継続的に、そして使用可能な状態で利用することができない」といわ、

賃貸人に少なくとも軽過失がある場合には、貸借人は、賃貸人に対し損害賠償請求権を有する。⁽³³⁾

(3) 貸借物の引渡しの際にあれ貸貸借の経過中であれ、瑕疵が現われた場合には、貸借人は、賃貸人に貸借物の修繕を請求する権利を有する (121 § 273)。⁽³⁴⁾

(4) 貸貸人に義務づけられた修繕を貸借人自身が行なつた場合には、貸借人は事務管理の規定に基づいて、その費用の償還を請求し得る (121 §§ 274, 287)。貸借人は、引渡しの際に存在している瑕疵について、賃貸人に対する特別な通知をせずに賃貸人の費用でその瑕疵を除去する権限を与えられるが、引渡し後に現われた瑕疵については、貸借人がこの瑕疵を賃貸人に通知しかつて賃貸人の是正策を得なかつた場合にのみ、賃貸人の費用でそれを除去し得る。⁽³⁵⁾

〔2〕以上のほかに重要な貸借人の権利として、貸借物の改良についての取去権 *jus tollendi* やおよび補償請求権がある。これには用益権 *Nielsbrauch* と聞くべき (121 § 124ff.) と同じ原則が採用される (121 § 280)^o

(1) 补償は通常、賃貸人の書面による明示的な同意のある場合にのみ請求する」^o がやあ (121 § 124)。賃借人は

いかなる場合にもこの承諾を賃貸人に強制するにはできない（121 § 281）。しかし注田やぐわは、賃借人が改良のための賃貸人の承諾を得なかつた場合でも、費用償還の認められる場合があり得ることである。すなわち、賃借人が、自らの責に帰すべき事由によらないで約定期間の満了前に賃借物を明渡さなければならぬ場合（たとえば強制競売によって賃貸借が破られる場合⁽³⁵⁾）であつて、この改良が明渡しの当時になお存在しかつ賃貸人に利益を与える場合は、賃借人は、相応の補償を請求することができる（121 § 283）。したがつてこの規定からば、賃貸人＝地主の承諾がなくとも契約期間内の改良による収益が賃借人＝借地農に正当な利益として認められる」と、その意味で改良投資の自由が認められていたこと、その限りでの借地農経営の自立性、を読み取ることができよう。⁽³⁶⁾ もやろん、承諾のない場合に地主への改良の無償帰属が生じ得ること、いうまでもなし。

(2)原則として、賃貸人の承諾なしに行なわれた改良については、賃借人は単に収去することができるだけである（121 § 130）。しかしこの収去権の行使は、改良前に存在していた状態に回復される限りにおいてのみ許される（121 § 131）。したがつての原状回復という要件の解釈したいでは、収去権の行使も非常に制約されることになる。この点で注目されるのは、当時のある裁判例が示す次のような解釈である。⁽³⁷⁾ すなわち、樹木および生垣は、これらが比較的長期にわたつて土地から養分を吸収してきたが故に、収去を許されねばならない、というのである。このから我々は、当時において、原状回復という要件の解釈を通じて収去権の行使が非常に制限されていたであろうことを推測することができよう。かくして、改良の地主への無償帰属が生じることとなる。

他方、農場の賃借人は賃料支払い義務のほかに次のようないくつかの義務を負う。

(1)賃借人の使用収益権は物の一般通常の利用に限定されており、たとえば販売のための採石やれんが製造のような、

説 貸借物の実体の減少と結びついた特別な用益は、通例は許されない⁽³⁹⁾（121 §§270, 271）。

(2) 貸借人は、貸貸された農場をあらゆる項目を通じて利用可能な状態で維持する義務を負う（121 § 433）⁽⁴⁰⁾。この義務は同時に貸借人の良好な経営管理義務をも意味していると思われる。農場の維持・保全義務と関連して、次のように諸義務が規定されている。

④ 貸借人は、契約において規定された方法に従つて農場を管理しなければならず（121 § 435）、經營方法につき貸借期間を超えて影響を及ぼす主要な変更は、貸貸人の承諾を要する（121 § 436）。専門的あるむきの小さな改良が変更とみなされるべきではない、とされるが⁽⁴¹⁾、たとえば採草地の耕地への転換といった地目転換などはどう規制されていたのであらうか。⁽⁴²⁾ この点で、当時の契約は、地力維持の観点から、貸借人の經營方法なしし用益行為に実に厳しい制約を課していた。第三章で論じたい。

⑤ 同じく地力維持の観点から、貸借人は耕地を農業經營に適した施肥状態で維持しなければならず、それゆえに農場で産出される麦藁やその他肥料の増加に役立つ材料を売却したり搬出したりするのを禁じられる（121 § 451）⁽⁴³⁾。もやみん肥料そのものも売却が禁じられる。⁽⁴⁴⁾ なお、同じ理由から、当時は畜肥が主要な肥料であったことを反映して、貸借人は家畜の現在数を減少させてはならず、通常の死亡は貸借人が補充しなければならない⁽⁴⁵⁾（121 §§ 452—454）。とされてしまう。このような法律の規制に対し、從来の契約による販売禁止は、肥料などにとどまらず一部の農産物に及んでくる。「農産物販売の自由」 free disposal of agricultural produce が大きく制約されたといふ點によく、その点では「資本の自由」を語るのではなくと思われる。しかし、かかる販売禁止は、特に一九世紀後半に入つて、判例等を通じて大きく変化する。契約による販売禁止とのような動向については、次章で論じたい。

（⑤）農場の賃借人は、「用益の負担」とみなされるべき⁽⁴⁷⁾比較的小さな修繕を行なう義務を負う。前述したように、原則は賃貸人が修繕義務を負うのであるが、農場の賃貸借では「賃借人は経営用建物を仕上がつた状態で」「=良好な状態で」⁽⁴⁸⁾堤防、貯水池、道路、溝渠、橋、垣、柵、水車小屋および水道設備を良好な状態で維持する責任を負い、（121§440）。これらの修繕が賃借人の責に帰すべからざる事由によつて必要となる場合でも、農場の材料および農場の労働力（僕婢など）で遂行され得る限りで、賃借人は修繕義務を負う（121§443）。これを上回る修繕は賃貸人の義務である（121§444）。しかしこの場合、賃借人は賃貸人に修繕を要する瑕疵を報告し、その指図を待つことになる（121§445）。やむなく、農業經營を妨げない限りで賃貸人の修繕に助力しなければならぬ（121§447）。

といふで、賃借人は賃借物の毀損につき輕過失について責任を負う（121§278）。これが原則であるが、賃借物を契約目的以外の目的に用いる場合には、賃借人は最輕過失の責任を負う（121§279）。この規定は、賃借人の使用収益を契約目的に従わせようとするものとして注目されるが、さらに農場の賃貸借の場合には、賃借人の最輕過失のみによつて生じる修繕も賃借人の責任である（121§441）。これが意味するところは、賃借人に、通常より以上の特別の注意をもつて農場を管理させようとすることであらう。このような賃借人の注意義務を重くする諸規定によつて、農場の価値を維持・保全することを要請する賃貸人の立場が反映してゐるようと思われる。⁽⁴⁹⁾

（⑥）なお、賃借人が農場の経営管理につき自らの義務に反して行動し、農場の実体に多大の損害を及ぼす恐れのある場合には、賃借人は裁判上の手段によつて賃貸借を奪われる（121§477）。

（⑦）賃貸借の終了後、農場の賃借人は、農場をその付属物（器具、備蓄）と共に、賃借人に引渡された際の見積り Anschlag や田舎 Inventarium に従つて、なしとは良好な状態で返還しなければならない（121§597）。この返

説 説 Rückgewähr といふ行為は、比較的大きな農場の賃貸借では非常に複雑であり、その行為の目的は、相互の請求権（たゞべきは賃借人による賃借物毀損に関する賃貸人の賠償請求権や賃借人の費用償還請求権など）を価値調整 Ausgleich するものである。⁽⁵²⁾ 相互の請求につき当事者間で一致をみない場合には、鑑定人の鑑定によつて価値調整される。⁽⁵³⁾ 返還の際の賃借人の権利義務につき、ALR は次のような数多くの特別規定をおいている。

④付帯賃貸された属具は、引渡し時と同じ数量で返還される。当該品目の属具品すべての価値が委譲の際の価値と同じであるといふことは不十分である（121 §§§601, 602）。超過属具 Superinventar は賃借人に属するが、それを賃借人が農場から搬出することは、賃貸人がその選択権により属具目録に定められた数の属具（次善のもの）を自らのために選択した場合によつやく許される（121 §§§606, 608）。超過属具に対する賃借人の権利は、対人的請求権、債権的返還請求権であるとされている。⁽⁵⁴⁾

⑤耕地については、賃貸借の開始に際して播種・施肥状態および犁耕〔=耕作労働〕に関し目録が作成された場合に該目録に定めた状態や（121 § 610 ff.），目録が作成されない場合には通常の農業経営的耕作の状態で（121 § 614），賃借人は返還しなければならない。目録が作成された場合において増加分が生じた場合、すなわちより強力な施肥・播種・犁耕による耕地の改良がなされた場合には、それが合理的な方法で出捐された限りにおいて賃借人は補償される（121 §§§610—613）。返還に際して農場の耕地が不完全にしか耕作されていない場合には、逆に賃貸人が、市場価格に基づいた種子と耕作費 = 播種費の補償を請求し得る（121 §§§611, 615）。しかしそれに満足しようとした賃貸人は、一定の要件の下で、将来の収穫不足の代償を請求し得る（121 §§§617—621）。⁽⁵⁵⁾

以上のことから我々は、今日の観念からするならば有益費償還や立毛補償の問題となり得る事柄の一部が、ALR

ではそれ自体独立の物とされている *Feldinventar* もじら観念で把握されかゝり法的に処理されていたことを知ることができる。立毛補償ないしはイギリスにおける「作離れ料」*tenant-rights*⁽⁸⁾ にはば相応すると思われる耕地属具の補償を認めることにより、その限りで貸地農の投下労働・資本の回収を保障する論理が、目録の作成された場合に限られるとはいえ、すでに十八世紀末の立法において承認されることは、注目に値するであろう。

といふや、おそらくはイギリスにおける *tenant-rights* と同様に、*Feldinventar* も「新旧借地農の交替に際して新借地農がただちに農作業を開始するための便宜を与えるものとして、——したがつて別の側面からいえば地主の地代（借地料）収入をつねに確実ならしめるためのものとして」⁽⁶⁾ 発達してきたと思われる。当時のプロイセンにおいて、賃貸借年度は通例、聖ヨハネ祭（六月二十四日）から翌年の聖ヨハネ祭までである。⁽⁸⁾ そして、ドイツにおけるほとんどどの契約が農場の引渡し期日を六月二十四日に確定しているため、貸借人は、最終賃貸借年度においては、冬穀にしても夏穀に至ても自らでは収穫し得ず（収穫期は通常七・八月）、収穫物はその後維貸借人（新借地農）に帰することとなる。⁽⁶⁾ かくして、経済的には貸借人が最終賃貸借年度においても良好な収穫のための努力を払うこと期待し得ない以上、地代収入に利害関係を有する地主としては、一方で良好な耕作を義務づけつつも、他方で、旧貸借人の努力を一定程度評価して補償するという論理を用意しておく必要があったと思われるのである。⁽⁸⁾

しかし、ALR の耕地属具に関する規定は、Blomeyer によれば、貸貸人にとつて全くためにならず、面倒な結果や損失を引き起こすという（特に貸借人が不良な耕作状態で返還した場合）。また貸借人にとつても、目録が作成されない場合にはより良好な耕作につき補償されないなど、不十分なものであつたと思われる。かくして、できるかぎり良好な耕作を引渡させ、貸貸人を保護するために、一九世紀当時の賃貸借契約は、貸借人に耕地属具の購入義務を

課するに至つてゐる。当時のブロイセンの契約でも、その委譲形式として売却という形式がとられており、その価値は「引渡しの日までに耕地に存在する果実の产出のために支出された生産費の総額」⁽³⁸⁾として算出されている。当時の貨貸借契約における耕地風具の取扱いについては、次章で検討したい。

⑤ 地力維持と良好な経営継続の確保のため、貸借人は、農場から獲得された肥料の備蓄や麦藁、薪、建築用木材、馬具用木材ならびに農場から取得される他の粗製の経営用備蓄を無償で残置する義務を負う（121§603）。このような備蓄を備えておくための現金の出費は償還される（121§604）。当時の契約も、地力の維持にとって特に重要なと思われる麦藁、肥料、干し草などの備蓄を残置することを義務づけていた。⁽³⁹⁾ このような残置義務は、貸貸借契約終了時の地力保全をはかると共に、新借地農の最初の年における収穫の確保（家畜の飼料や厩肥などの肥料なしには収穫は確保され得ない）したがってまた地代の確保を目的としたものと理解せねばならない。

- (1) 契約締結の方式として書面による契約が必要か否かは、一般の貸貸借の場合には賃料の額に従つて決定される（121§267）。しかし農場の貸貸借の場合には、常に書面による契約が必要である（121§401）、その上、年賃料が1100ターラー以上の場合には、契約は裁判所又は公証人もしくはその他の一定の官庁による文書作成又はそらまでいわなくとも証書が必要である（Dernburg, II., S. 453; Vgl. ALR 121§403）。このような法定の方式を欠く契約が貨貸物の引渡しによって履行されてしまった場合には、その契約は一年間効力を取得する（121§§269, 402; Dernburg, II., S. 453）。引渡しを欠く場合は、「契約の」一年間の履行も、「履行」利益〔の損害賠償〕も訴求することができない（Förster, a. a. O., S. 211 Anm. 25）。
- (2) Jus ad rem じうじんせん ものあたり好美清光「Jus ad rem あらわすの發展的消滅」（一橋大学研究年報・法学研究3）参照。

19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法(一)

(3) 石部・前掲書「六七頁 ALR I 2 § 124 「うなづかれた対人権が特定物の譲与又は許与を対象とする限りにおいて、その権利は物を目的とする権利 Recht zur Sache と呼ばれ」 I 2 § 135 「対人的な物を目的とする権利を有する者にその権利は、この権利に據つて譲り受けられた場合に、やぶさめられた対物的な物に対する権利 ein dingliches Recht auf die Sache が成立する」

(4) F. Nau, Die angebliche Dinglichkeit der Miete nach dem Deutschen Bürgerlichen Gesetzbuch, 1901, S. 22f.
Vgl. ALR I 10 § 25, I 19 § 5.

(5) Nau, a. a. O., S. 23; Dernburg, I., S. 457; Dernburg, I., S. 716; G. Otte, Die dingliche Rechtsstellung des Mieters nach ALR und BGB, in: O. Behrends usw. (Hrsg.), Festschrift für Franz Wietacker zum 70. Geburtstag, S. 464. ALR I 21 § 2 「権利者〔=他人の所有物を使用・利用する権利を有する者〕が使用され又は利用される物の現実的占有を行なうべき権限は、その権限は、物権の資格を有する。」

(6) Nau, a. a. O., S. 23; Otte, a. a. O., S. 471. Vgl. ALR I 21 § 1. 「一七八一年五月五日からプロイセン所有権取扱法 Eigentumserwerbsgesetz (G=S, S. 433) 第一一条は、「私法上の権原は基づいて不動産物権は、第三者に對しては登記によるのみ効力を取得し、登記抹消によつて効力を失なう」と規定したが、他の若干の権利とともに賃借権は登記を必要としたこと、いふだ。」したがつて「一七八一年以後も、賃借権が賃借物の賃借人の引渡しによって物権となるところへんにせば、変わらなかつたのである。Vgl. Nau, a. a. O., S. 24; Otte, a. a. O., S. 471. 好美・前掲論文、三六一頁も参照。

(7) Anhang § 56 zu ALR I 21 § 401 「耕場を明示的に承諾された場合に、農場賃借人は、賃貸農場に対する賃貸借契約の登記を請求する権利を得た」 Vgl. Dernburg, I., S. 716 Anm. 6; Otte, a. a. O., S. 472.

(8) Otte, a. a. O., S. 472.

(9) Otte, a. a. O., S. 464.

(10) Nau, a. a. O., S. 23; Dernburg, II., S. 457; Dernburg, I., S. 716; Otte, a. a. O., S. 464.

- (11) Otte, a. a. O., S. 464. Vgl. Koch, II., S. 981 Anm. 76; Blomeyer, a. a. O., S. 168.
- (12) Naue, a. a. O., S. 23; Dernburg, I., S. 717. ALR 121 § 358 「出庫の先封はもとより貸借人の権利義務は何も変更されださ。」
- (13) Dernburg, I., S. 720.
- (14) Naue, a. a. O., S. 23f.; Otte, a. a. O., S. 470; Dernburg, I., S. 720f. Vgl. ALR 121 § 350ff. 粟田隆「競売不動産上の貨借権——レーマン法の変遷を中心にして」(法大法学'10)中巻五五頁以下、内田貴「抵当権と利用権の関係に関する基礎的研究」(II)〔法学協会雑誌、九七卷〕一四号)一六三頁以下も参照。なおALRによれば貸借人は、契約で定めた貸借期間満了前の明渡しにより生じた損害を、貸貸人に請求するがやむ(121§ 355)。貸借権が登記された場合に、その登記は貸借人の損害賠償請求権のための保全抵当権 Kautionshypothek の登記として機能する(121§ 356; Otte, a. a. O., S. 471f.; Dernburg, I., S. 722)。いふる、Otte, a. a. O., S. 472 は「出庫はお世承せよ」の下に「競売純益から「損害額を」請求せよ」と表現している。しかし、一八七一年の所有権取得法の後は、貸借人の保全抵当権に関するALRの規定が適用可能となり疑問視された。Otte, a. a. O., S. 472 は結論として、「競売手続において退去せられた貸借人による保全抵当権の主張は、ほとんどなされてなかつたであら」である。
- (15) Otte, a. a. O., S. 470. Vgl. auch Koch, II., S. 1003 Anm. 65); Dernburg, I., S. 720 Anm. 17. ジャーベル ALR 12 § 350ff. ⑥諸規定がおもに物的借用の利益のために設けられたものであることを指摘している。
- (16) Blomeyer, a. a. O., S. 234. Dernburg, II., S. 470 が「転貸 Alfervermietung は貸借権の譲渡 Abtreitung に同等で gleichstehen」である。Förster, a. a. O., S. 224 が「転貸 Alfermietthe (sublocatio) は單に貸借人の権利全体の譲渡 Abtreitung を意味するだけではなく、貸借された物へ他の人を有償で受け入れることをも意味する。後者は部分的譲渡の理解である」である。
- (17) Dernburg, II., S. 469f. 立法者は、貨貸借契約なし貸借関係が「人格的信頼」に基づいて成立するから規制を説

19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（一）

- 明かに（Dernburg, II., S. 470 Anm. 2）；Koch, II., S. 990 Anm. 10）。一方で引渡しを受けた賃借権を物権と構成しながら、他方で「人格的信頼」を強調して賃貸人の承諾を要求する立場の「物権と債権とを鑑別しない ALR の立場が表われてこようと思われる。なお、無断転貸の場合に賃貸人は、その物を転借人から奪取することを訴求する立場がやや（121 § 315）の場合は、所有権に基づく訴えとより古い占有に基づく訴えとが賃貸人に開かれてくる（Dernburg, II., S. 471 Anm. 11）。やむを得ず事後承諾も可能である（Blomeyer, a. a. O., S. 231）。賃貸人の承諾を得て譲渡転貸がなされた場合の法律効果について一言しておくると、賃借人はその権利義務を変えることなく賃貸借関係にとどまり、したがって全資料につき責任を負うが、それには転借人によって引起されたすべての損害について責任を負う（121 § 316）。賃貸人の同意によつて賃貸人・転借人の間に何の契約関係も生せず、したがって賃貸人は転借人の賃借人に対する資料につき何の権利も有しない（121 § 318）。Vgl. Förster, a. a. O., S. 225 u. S. 226 Anm. 108）；Dernburg, II., S. 471. など、レーヴィー法における賃借権の譲渡において賃借人が賃貸借関係から脱退する」となく譲渡後も賃貸人に對し責任を負うことになり得る（來橋三郎『契約法』（有斐閣、昭和四九年）三五一页参照）。
- （18） いわゆる「經營項目」が具体的に何を意味するかについては、よくわからぬ点もあるが、『プロイセン一般約定』第三〇条の表現から本文のように推測した。後述の本章注（23）参照。
- （19） Dernburg, II., S. 470; Förster, a. a. O., S. 226.
- （20） 同様にアーレンが「一定程度の転貸の自由を、特に比較的大きな農場の場合に認めたのかについては、立法当時の一八世紀後半のプロイセンにおける農場賃貸借の実態と農業政策の検討が必要であろう。今後の課題としたい。大阪市立大学民事法研究会・前掲「共同研究」七五六頁参照。
- （21） Blomeyer, a. a. O., S. 235f.
- （22） Drechsler, a. a. O., S. 273 u. Anm. 2). Dernburg, II., S. 470 Anm. 5) は「レーヴィー法用益賃貸借契約は、農婢および契約雇農に比較的小さな分譲地 Parzelle を保護するため田地や耕貸の権利を制限して」いると指摘する。農業労働者や

ある僕婢や契約雇農に土地の転貸が許されてゐるが、当時のドイツの農業経営において、農業労働者の労働に対する反対給付の一部として、一定面積の土地の付与が一般的に行なわれていたからである。当時の農業労働者の賃金形態につき、²³⁾あだら小沢館『ドイツ農業労働者論』(御茶の水書房、一九六五年)三七頁以下参照。

- (23) Preußen § 30 (Berger, S. 118) 「賃貸借の譲渡は、すべての又は個々の分農場や工場 *Établissement* の転貸、ある
じは個々の耕地および園地の転貸——もる統計が分農場面積全体の十分の一を上回る限りにねじて——と同様に、県政府
Königl. Regierung の同意なしには、賃借人に許されない。賃借人が耕地・園地を転貸借の形で貸出すことは許される
ば、次の条件の下においてだけである。A、県政府が、賃借人 *Hauptpächter* によって支払われるべき賃料に対する清算に
おいて、転借人の賃料を、相殺の抗弁を排除して、直接に徴収する権限を与えられない。B、三ヶ月を超える期間の転借
賃料の先払いが県政府に対抗されではならない。」 Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 236.
- (24) Förster, a. a. O., S. 214. 賃料の先払いが約定されたらの場合でも、賃料の支払は占有委譲の後に行なえども、
(Dernburg, II., S. 458).
- (25) Dernburg, II., S. 458. Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 204f.
- (26) Förster, a. a. O., S. 214. 諸種の賃貸借によるべし。賃貸人は、引渡しの際も賃貸借期間中も、賃貸された土地および権
利の妨害のない利用を、賃借人に担保しなければならぬ。(I 21 § 418)^o Vgl. Förster, a. a. O., 256ff.
- (27) Förster, a. a. O., S. 214, 256f. Vgl. ALR I 21 § 419.
- (28) Dernburg, II., S. 458.
- (29) Dernburg, II., S. 459.
- (30) Dernburg, II., S. 460. ALR I 5 § 360 の適用による。
- (31) Dernburg, II., S. 459.
- (32) Dernburg, II., S. 459; Förster, a. a. O., S. 216. ALR I 21 § 274 「賃借人が物を使用可能な状態にさせた場合にせよ、

19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（一）

のため必要かつ有益に支出された費用について、賃借人は事務管理者の権利を有する（113§231—237）^o。11 § 287「賃借物の実体にさし迫っている損害を防ぐために賃借人によって合田的に支出された費用に関して、賃借人は事務管理者の権利を有する（113§231—237）」^oここで共に指示される必要的事務管理の規定（113§234—237）については、平田健治「ドイツにおける賃借人の費用償還請求権」・完」（法学論叢、一二卷一号）五二頁および五四頁の注^④参照。

(3) Dernburg, L., S. 459f.

(3) リセスルの種をもつてゐる。Dernburg, H., S. abt., Forsch. a. d. Ü., S. 216. 6月か Biomeyer, a. a. Ü., S. 206ff. 参照。

(35) Blomeyer, n. a. O., S. 208,

たとえば、九年の期間で賃借した賃借人が最初の三年間に一千六百ターラーの費用を土地改良に使用したが、六年の満了

で明渡さなければならない場合には、1800ターラーが最初の三分の一期間の満了後に継続すべき年数（六年間）に按分される結果、貸借人は、なお残余の年（三年間）に按分される金額つまり500ターラーの改良費用を要求する権利を有す。

(37) ただ一九世紀後半の当時にあって最も重要な土地改良とみなされていた排水設備についていえば、A L Rが成立した一八世紀末ではいまだ排水管の発明がなされていない、ということに注意しておく必要がある。土管による暗渠排水は一八四三年の排水管プレス機の発明によってはじめて可能となり土管は急速に普及したといわれる(ハウスホーファー・前掲書、一〇六頁)。耐久性もありかつ生産力を非常に高める土管排水に關し地主は大きな利害關係を有していたのであって、借地農の改良投資の自由が契約により大きくコントロールされていた可能性も否定できないよう思われる。なお、当時の農場賃貸借契約では、費用償還請求権は有益費だけでなく必要費についても放棄されている。これらの諸点については第三章で排水設備に即して検討したい。

(33) Blomeyer, a. a. O., S. 101 u. S. 212, 感念ながら判決を参照し得なかつた。

- (39) Dernburg, II., S. 457; Blomeyer, a. a. O., S. 167.
- (40) ふたたびて、火酒蒸留場、製糖工場の建設を賃借人が独創的に行なひりやうせんなど (Dernburg, II., S. 464)。
- (41) Dernburg, II., S. 461.
- (42) がながに、第二百五十八条によれば「その不動産の經營上の用途に付する、賃貸人の許可なしに賃貸借期間を超えて經營管理の方方に影響を及ぼす変更を行なはねばならぬ」や、いわば森林を耕作地にして利用するために伐採しならねば、賃貸借終了後や以前の状態が回復される限りで草地を耕地に一時的に転換するに付するは許されぬ (『資料』大一頁)。
- (43) Förster, a. a. O., S. 261; Dernburg, II., S. 461.
- (44) Blomeyer, a. a. O., S. 170; Dernburg, II., S. 464.
- (45) Förster, a. a. O., S. 261. だが、農場の現状を維持するため、經營に不可欠な毀損費用についても、扣減・使用による通常の消耗・滅失を賃借人は補填しなければならぬ (121 § 471)。
- (46) 姉名・前掲『農業上より生産力の発展とは何か』一四三頁、同『農業の思想』一一一頁参照。
- (47) Dernburg, II., S. 463.
- (48) Koch, II., S. 1024 Ann. 49).
- (49) 過失 mäßiges Verschulden が通常程度の注意をせらるべきは避け得た過失 (13 § 20) との対し、最軽過失 gerinnes Verschulden とし、特別の能力を有する場合、特別の知識のある場合、あるいは特別に注意力を集中した場合にのみ避け得た過失やあらわす (13 § 22) 法律によって行為に際して卓抜した能力又は知識あるいは通常よりも多く注意するのを特別に義務づけられた人だけが、最軽過失の責任を負う (13 § 23)。
- (50) Förster, a. a. O., S. 262 は「そのような賃借人の責任の増大は、修繕の懈怠によつて毀損が賃貸人の負担となるが心に拡大やいじむを図出するたまに、実際上の理由から好まれてこそ」である。
- (51) Dernburg, II., S. 465.

- (52) Förster, a. a. O., S. 263.
- (53) Dernburg, II., S. 465f.; Förster, a. a. O., S. 264. なお拙稿「六八頁、六九頁注(2) 参照。」
- (54) Dernburg, II., S. 466; Blomeyer, a. a. O., S. 64.
- (55) Förster, a. a. O., S. 264f.
- (56) Dernburg, II., S. 466 Anm. 27); Förster, a. a. O., S. 265. 超過器具の法医学的立場は検討を要するようと思われる。
- Förster, a. a. O., S. 265 は「貸貸人は集合物としての器具の所有権者とみなされる」とし、したがって超過器具の所有権も貸貸人に帰属し、貸借人は債権的な返還請求権しか有しない」と解してしる。他方で a. a. O., Anm. 321) は「貸借人が事前に〔=返還終了前に〕何物も搬出してはならないといふこと」また同時に「貸貸人の法定質権に基づいてしる」と指摘する(Koch, II., S. 1043 Anm. 41)。同様の指摘)。超過器具の所有権帰属と貸貸人の質権とはどのような関係にあるのだろうか。今後の課題としておあた。拙稿、六八頁の記述は再検討を要するようと思われる。
- (57) たゞ次に、貸借人が貸借物の開始に際して引渡された播種状態よりもより強力な播種状態で返付した場合には、貸借人種子については最近隣の都市における当時の市場価格に従って補償請求し得る、それに耕作貸を請求し得る(121§ 610)。同じように施肥や犁耕についても鑑定人の評価に基いて補償される(121§ 612)。田畠が作成されない場合には、より良い耕作について何の代償も要求する事はない。(121§ 616) Vgl. auch Koch, II., S. 1044 Anm. 45).
- (58) ポーリヒと Dernburg, II., S. 466; Förster, a. a. O., S. 263f. 細説。
- (59) A-LR では、耕地器具は、それ自体独立の物たり得る付属物として規定されてる(12§ 50)。施肥・播種・犁耕に基づく耕地の状態ないしはその価値部分を独立の物と観念する点は、ケルマン法的思考を見て取ることができるようだと思う。
- (60) 「通常農作業」に対する補償あることは「種子および労働」の補償であるとされるイギリスにおける tenant-rights について、椎名重明『近代的土地所有』(東京大学出版会、一九七三年)第二章、特に六五頁以下、椎名・前掲「イギリス農業関係法における有益費について」五一六頁参照。

- (61) 埼名『近代的土地位有』七七頁。
- (62) Vgl. Berger, a. a. O., S. 130; Drechsler, a. a. O., S. 52.
- (63) Drechsler, a. a. O., S. 52.
- (64) Drechsler a. a. O., S. 242.
- (65) BGBは「Feldinventar による賦役を知らない」しかしながら、そのトドヤ、ケトイマル期のボメルン州においてであるが、現実の契約が、耕地属員の補償を規定している。谷口信和「サトイマル・ナチス期のコンカーリー的土地位有の構造」(調査と資料、六六号)三五一三六頁参照。なお今日では、賃貸借年度は、「通常は秋(八月一日又は聖マルティン祭の二十一月十一日)に開始され」(Münchener Kommentar zum BGB, Bd. 3, § 581 Rdnr. 1)「契約当事者により定められる主要収穫時期の後は終了する」と選択される(a. a. O., § 592 Rd(Nr. 2))。
- (66) Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 105.
- (67) Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 40; Blomeyer, a. a. O., S. 105.
- (68) Drechsler, a. a. O., S. 38, 241.
- (69) Preußen § 35 (Berger, S. 130)「返却は懲らしく、貸借人は萎縮および肥料の储蓄を無償で、ならびに干し草の储蓄を、証明し得る取得費の補償と引かかえに、残置しておかねばならない。」りには、自己経営内の自給肥料(畜肥)は肥料の多くを依存せねどを得なし、当時の農業事情が反映している。なお、BGB五九三条も肥料の無償の残置義務を定めているが、今日のBGB用益賃貸借法改正『法律案』では、肥料の残置が現代の農業経営の継続にとって無条件に必要なものだなどとの理由から、廃除されている(『新案』七七頁)。